

新たな時代に対応した公共施設(用地)等の
有効な利活用に関する調査研究報告書
～児童遊園と集会所用地を中心に～

2025(令和7)年3月

草津市 草津未来研究所

要旨

全国の地方自治体においては、厳しい財政状況が続くなかで、公共施設等の老朽化対策が課題となる一方、人口減少などによる公共施設の利用需要の変化が予想される。

そのため、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を行う公共施設マネジメントや、公的不動産等の有効活用の推進が求められている。

草津市では、①時代の変化と市民ニーズに応じたサービスの提供、②公共施設等の維持管理費や更新費等の負担の軽減、③将来を見据えた公共施設等の管理に必要な財源の確保、という3つの課題認識のもと、平成28年度から令和17年度までの20年間を計画期間とする「草津市公共施設等総合管理計画」を策定している。

一方、草津市では、令和3年度から6年度を計画期間とする行動計画として「草津市行政経営改革プラン」を策定しており、「公共施設等総合管理計画に基づく施設マネジメント」、「市有空閑地の活用・処分」および「公民連携手法の活用」などの18項目が実施計画(アクション・プラン)として設定されている。

しかしながら、公園については、都市公園を対象とした長寿命化計画はあるものの、児童遊園を対象とした計画はなく、空閑地の処分については1,000㎡以上のものを対象として取り組みが進められており、小規模なものは対象としていない。

そこで、本調査研究においては、小規模であることから上記の計画の対象外となっているが、市民にとっては身近な施設である小規模な公共空間として、児童遊園と集会所用地を対象に、有効活用や処分について調査研究を行った。

児童遊園と集会所用地の現状を把握するため、「小学2年生までの子どもの保護者」および「児童遊園の維持管理を実施している町内会の町内会長」を対象に、児童遊園と集会所用地の利用状況、維持管理の状況、今後の希望などについてアンケート調査を行った。また、草津市と同程度の規模の自治体における児童遊園の維持管理状況、児童遊園や集会所用地の処分事例、公園の維持管理におけるボランティア活動、小規模公園などの利活用促進事例についても調査を行った。

草津市では児童遊園などの日常の維持管理を町内会が実施している。町内総出で行う児童遊園の維持管理への参加率は高いが、高齢化が進み、45%の町内会が維持管理に困難を抱えている。一方で、アンケートに回答した子育て世代の維持管理への参加は低く、維持管理状態の悪い児童遊園や未建設の集会所用地は廃止になってもやむを得ないとする意見を持つ人がいる一方で、積極的に維持管理を行い児童遊園の改善を図りたいとする意見を持つ人もいる。また、町内会には、児童遊園などに大人向けの機能の充実を求める意見や、未建設の集会所用地や利用の低い児童遊園を他の用途に利用したいとする意見がある。

処分については、児童遊園などは宅地開発により草津市に帰属したものも多いが、これらの土地の売却は可能であり、他市ではすでに売却事例があることが確認できた。

維持管理については、ボランティアによる公園の維持管理事例が多数存在し、従来からの公園愛護会に加え、近年は公園アダプトも増えてきている。

利活用の促進事例としては、規制緩和による住民ニーズへの対応、公園利用者の要望を反映した利用ルールの見直し、公園や未利用地の整備に住民の意見を取り入れる、未利用地を花壇や菜園に転用するなどの取り組みが実施されている。

住民ニーズに対応することで、児童遊園や未建設の集会所用地の利活用が促進され、住民の維持管理への参加意識が向上する効果が期待できると考えられる。また、維持管理においては公園アダプトなどのボランティアの導入も有効と考えられる。利活用の促進を図っても十分な利活用が望めない児童遊園や集会所用地は、廃止や譲渡の検討の対象であるが、草津市の児童遊園は地域により差が大きく、1 児童遊園当たりの世帯数には最大で約 35 倍の差がある。また、未建設の集会所用地も既に集会所があるなどの理由により、必要性の低い集会所用地もあるが、これにも地域差がある。このため、廃止や譲渡の検討にあたっては施設の適正配置を考慮する必要がある。

報告書 要点

- ①公園・用地のどちらにおいても、住民のニーズにあった空間へと変えることが、主体的に維持管理へ参加する人の増加につながる。
- ②維持管理が困難になりつつある場合には、ボランティア団体への委託等も検討する。
- ③不必要な用地は廃止や売却を検討する必要があるが、配置の適正化も考慮する必要がある。



草津市公認マスコットキャラクター たび丸

○子育て世代のアンケート結果（児童遊園）

子育て世代は自宅の近くに利用可能な児童遊園を求めており、維持管理状況を改善するためであれば維持管理活動への参加が増えても良いと考えている人もいる。



少子高齢化への対応など、住民ニーズにあった空間へと変えることで、住民自らが維持管理に主体的に参加するようになる。



- ①遊具の老朽化など安全性に対する懸念を解消するため、遊具の点検状況や安全基準に関する情報をホームページで公開する。
- ②児童遊園の遊具の種類、ベンチやトイレ等の設置状況をホームページで公開する。
- ③幼児と小学生の利用を分ける。
- ④ボール遊びができる児童遊園は、具体的にどのようなボール遊びをしても良いのかルールを明確にする。ルールの緩和も検討する。
- ⑤ベンチや木陰、みどり、花火、3×3バスケットなど多様なニーズに対応した空間へと変える。

○町内会長のアンケート結果（児童遊園）

人口構成の変化により住民のニーズが変化し、ほぼ使用されていない児童遊園もある。



大人もくつろげる公園、ガーデニングや菜園、駐車場、ドッグランなど住民のニーズにあった空間として利用したいとの声もある。



一斉清掃活動などでは、高齢者の参加の割合が高く、維持管理に課題を抱えている町内会もある。



児童遊園を屋外遊戯場の代替施設として利用している保育所など、児童遊園を利用している団体に維持管理活動への参加を依頼すること考えられる。

○町内会長のアンケート結果（集会所用地）

集会所については、新築や建替えを望む意見と望まない意見が同数であり、集会所がない方が良いとする意見が一定数ある。



未建設の集会所用地については、多くが維持管理に問題を抱えている。



他の使い方ができるならば、維持管理を継続してもよいという意見があり、駐車場や防災倉庫、ドッグランなどのニーズがある。

○維持管理活動をどうするか

町内会が児童遊園の維持管理で苦慮している作業は除草である。



除草作業は身体的負担が大きく、高齢化が進んだ町内会では実施が困難となってきたところもある。



除草作業など実施困難な作業を市が実施することは、公共施設管理の方針と異なるため、まずは他の方法を検討する。



住民ニーズへの対応により、維持管理活動の担い手の増加を図ることや、公園アダプトや処分などの手法により維持管理の負担を軽減することが重要である。



市が町内会と公園アダプト等との連携を支援することが有効である。

○必要性の低い児童遊園と集会所用地をどうするか

未建設の集会所用地に、新たに集会所を建設する意向がある町内会はなかった。



ほぼ使用されていないと思われる児童遊園についても、一部の町内会は廃止を希望している。



子育て世代においても、利用できない状態にある児童遊園については廃止もやむを得ないとの意見がある。



開発許可により市に帰属した土地であっても売却や転用に関する法的な問題はない



世帯数や子どもの人数の変動も考慮した上で、配置の適正化も検討する必要がある。

目 次

はじめに	1
第1章 草津市における公共施設の状況	2
1 公共施設の状況について	2
2 草津市公共施設等総合管理計画等について	3
3 本調査研究の対象とする公共施設	4
第2章 児童遊園と集会所に関するアンケート調査	7
1 児童遊園と集会所用地の現状	7
2 児童遊園に関する子育て世代へのアンケート調査	9
3 児童遊園に関する子育て世代へのアンケート調査結果	11
4 児童遊園と集会所に関する町内会長へのアンケート調査	20
5 児童遊園と集会所に関する町内会長へのアンケート調査結果	20
第3章 児童遊園と集会所用地の有効利用に関する選択肢	32
1 転用などによる住民ニーズへの対応または売却	32
2 維持管理について	37
3 利活用の活性化	40
4 まとめ	42
おわりに	44
関係者一覧	45
参考文献	46
参考資料	48

はじめに

全国的に高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化が進んできている。国や地方自治体にとって、厳しい財政状況が続くなかで、公共施設等の老朽化対策が課題となる一方、人口減少などによる公共施設の利用需要の変化が予想されることから、国は2014(平成 26)年に地方自治体に対し、公共施設等総合管理計画の策定を要請した¹。同時に総務省から発出された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」²では、地方公共団体においては更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化と、公共施設等の最適な配置の実現の2つが必要であるとされている。

地方自治体において、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な配置を行う公共施設マネジメントおよび公的不動産等の有効活用、ひいてはコンパクトシティの推進が求められており、草津市においても、「草津市公共施設等総合管理計画」や「草津市行政経営改革プラン」等の計画を策定している。草津市における大規模(1,000㎡以上)空閑地の利活用については、2021(令和 3)年に策定された草津市行政経営改革プランにおいて、大規模空閑地の利活用方針を定めることが実施計画の一つとしてあげられており、草津市公共施設等総合管理計画に基づく実績としては、草津合同ビル、草津市立人権センター、草津市立まちづくりセンターの更新にあたり、中心市街地の未利用地に草津市立市民総合交流センターとして統合移転を行ったことが挙げられる。しかしながら、児童遊園と集会所用地は小規模であることから、これらの計画の対象外となっており、市内には遊休地や未利用地が点在するとともに、利用率の低い公共空間が存在する可能性がある。

児童遊園や集会所用地は市民にとって維持管理に直接関与している身近な施設であることから、本報告書では、児童遊園と集会所用地の利用状況や市民のニーズ、維持管理状況、市民の維持管理への関与等についての現状を調査し、他市事例の調査や有効活用に向けた選択肢の検討を行う。なお、本報告書に掲載している図表は、特に断りのない限り出所を「草津未来研究所作成」とし、草津第二小学校区は大路区と表記する。

¹ 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」2014(平成 26)年 4 月 22 日付総財務第 74 号。

² 2014(平成 26)年 4 月 22 日付総財務第 74 号。2018(平成 30)年 2 月 27 日改訂。

第 1 章 草津市における公共施設の状況

1 公共施設の状況について

都市計画法の規定により、一定規模以上の宅地開発は開発許可を受けることが必要となっており、草津市では「都市計画法」および「草津市開発行為の手続および基準等に関する条例」により、許可の要件として、開発規模に応じて公園や集会所用地を整備することが定められていることから、宅地開発に伴い公園や集会所用地が設置されてきた。

草津市開発事業の手引き³によれば、宅地開発で公園の設置が必要となるのは、開発区域の面積が 0.3ha 以上の場合であり、公園の面積は開発区域の規模に応じて定められている。例えば、開発区域が 0.3ha 以上 1.0ha 未満の場合、公園 1 箇所当たりの面積が 150 m²以上、かつ、公園の面積の合計が開発区域の面積の 3%以上となっている。また、集会所用地が求められるのは、規模が 1ha を超える開発行為または計画戸数が 50 戸を超える開発行為であり、当該用地の面積は 200 m²以上である⁴。

公園や集会所用地は、開発行為の完了後に草津市に帰属される。比較的規模の大きい一部の公園が都市計画公園の一種である街区公園となっていることを例外として、公園は都市公園法や児童福祉法などの法律に位置付けのない行政財産となっており、草津市では児童遊園⁵という名称となっている。集会所用地は普通財産となっているが、集会所の建物については、草津市は帰属を受けていない。開発事業者等が建設する場合を除き、町内会が集会所を建設することになっており、建設に対しては市から最大で当該建設費の 1/2 まで補助金が拠出される制度⁶の中で、開発後、長期にわたって集会所が建設されないままとなっている集会所用地も存在する。

草津市では、児童遊園や集会所用地の草刈や清掃などの日常の維持管理を町内会に担っていただいている。都市計画公園のうち、最も規模の小さい公園である街区公園も同様となっている。昭和期に開発された住宅地では、住民の高齢化、住民の減少、公共施設の老朽化等の問題が発生してきている地域もあり、このような町内会では、公園に対する需要の変化により、維持管理が困難となってきている。また、未建設のまま有効活用されていない集会所用地については、開発後の経過年数にかかわらず維持管理に苦慮している町内会が存在する。

³ 2024(令和 6)年 4 月改定。

⁴ 開発区域の面積が 1 ヘクタールを超える場合または計画戸数が 50 戸を超える場合は、50 戸を超える部分について計画戸数 1 戸あたり 4 平方メートルを加算する。

⁵ 草津市の児童遊園は児童福祉法に規定される児童厚生施設には該当しない。

⁶ 「草津市コミュニティハウス整備事業費補助金交付要綱」平成 13 年 3 月 30 日告示第 61 号。

2 草津市公共施設等総合管理計画等について

草津市では、2016(平成 28)年 3 月に草津市公共施設等総合管理計画⁷を策定しており、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の中で、統合や廃止の推進方針について「費用対効果等の観点から、今後、維持していくことが難しいと判断された公共施設等については、廃止や譲渡の検討を行います。併せて、安全確保等の観点から、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用の見込みのない公共施設等については、除却にかかる地方債の特例措置の活用を視野に入れながら廃止の検討を行います。」としている(図 1-1)。

- ① 点検・診断等の実施方針—施設の点検・診断等を適切に実施し、施設の安全確保を図ります。
- ② 維持管理・長寿命化の推進方針—ライフサイクルコストを最小限に抑え、良好な状態で長く使用できるようにします。
- ③ 統合や廃止の推進方針—既存施設の統廃合等を前提として、施設整備の検討を行います。
- ④ 公会計(固定資産台帳)の活用方針—公共施設等の情報を一元化します。

(③ 統合や廃止の推進方針の詳細)

公共建築物の新設、更新の際には、原則、既存施設の統廃合等により保有面積の縮減を図ることを前提として、施設整備の検討を行います。統廃合を検討する際には、同時に統廃合後の跡地の売却等を視野に入れた検討を行い、財源の確保等に努めます。併せて、施設の保有や利用に関して市域を超えた広域連携の可能性や国県等が市内に保有する財産について、各管理者との連携による最適利用についても検討します。

また、今後の人口の増減や人口構成の変化に伴い、公共施設等の利用需要が変化することが予想されることから、適正な施設の規模等について、公的不動産(PRE)の有効活用や、施設の複合化、多機能化、用途の転換などの視点も踏まえながら検討を進めます。

なお、費用対効果等の観点から、今後、維持していくことが難しいと判断された公共施設等については、廃止や譲渡の検討を行います。併せて、安全確保等の観点から、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用の見込みのない公共施設等については、除却にかかる地方債の特例措置の活用を視野に入れながら廃止の検討を行います。

出所：草津市公共施設等総合管理計画より引用

図 1-1 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

⁷ 2022(令和 4)年 3 月改訂。

また、「公共施設等の更新等にかかる費用の削減と充当可能な財源の確保に関する考え方」として、「草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)」の目標達成に向けた取組を推進すること等を定めており、草津市財政規律ガイドラインでは、目標達成に向けた取組項目の一つとして、未利用財産の処分や利活用を定めている。その中では、行政目的を終えた、または現時点で行政目的としての活用が見込めない備品や不動産等の売却と、未利用地や先行取得財産である長期保有土地など、計画的な土地利用が定まっていない遊休地について、貸付などの利活用を検討し、収入の確保と維持管理経費の節減を目指すことが定められている。

3 本調査研究の対象とする公共施設

(1) 地方公共団体の公有財産

地方公共団体の公有財産は、地方公共団体の所有に属する財産のうち、図 1-2 に掲げるものであり、管理および処分については、地方自治法第 238 条の 4 および第 238 条の 5 にそれぞれ具体的に規定されている(図 1-3)。

- 1 不動産
 - 2 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機
 - 3 上記に掲げる不動産及び動産の従物
 - 4 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利
 - 5 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利
 - 6 株式、社債(特別の法律により設置された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く)地方債及び国債その他これらに準ずる権利
 - 7 出資による権利
 - 8 不動産の信託の受益権
- ※基金に属するものを除く

(地方自治法第 238 条第 1 項より抜粋)

また、公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類される。

(地方自治法第 238 条第 3 項より抜粋)

図 1-2 地方公共団体の公有財産

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 行政財産は、次項から第四項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

(普通財産の管理及び処分)

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

図 1-3 地方自治法(抄)

(2) 草津市の土地の保有状況

草津市の「令和5年度歳入歳出決算書」では、公有財産のうち、土地の状況は表1-1のとおりとなっている。

表 1-1 土地の保有状況

区分			土地(地積)単位: m ²
行政財産	市庁舎	本庁舎	14,037.470
		出張所	25,676.110
	その他の行政機関	警察・消防施設	17,933.680
		その他の施設	72,950.540
	公共用財産	学校	474,657.220
		公営住宅	99,438.130
		公園	681,814.920
		その他	256,322.340
	小計		1,642,830.410
普通財産			123,052.220
合計			1,765,882.630

(3) 本調査研究の対象

公共施設等総合管理計画では、下位計画として、個別施設ごとの維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期、対策費用を定める計画である個別施設計画⁸の策定が求められており、草津市では、草津市公共施設等総合管理計画に合わせ、草津市公園施設長寿命化計画が個別施設計画として策定されている。しかしな

⁸ 公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画。

がら、その対象となる公園は緑地などを除く都市公園となっており、児童遊園は含まれていない。また、集会所用地については個別施設計画がなく、草津市財政規律ガイドラインが対象とする空閑地は1,000 m²以上のため、これも計画の対象外となっている。

児童遊園と集会所用地は宅地開発に伴って設置されてきたことから、オールドニュータウン化による問題も順次発生することが予想されるが、公共施設等総合管理計画の具体的な対象とはなっていない。このため、本調査研究ではこれらの児童遊園や集会所用地を研究の対象とするとともに、公共施設の適正管理の観点からの現状把握を通じて今後のあり方について調査研究を行う。

第2章 児童遊園と集会所に関するアンケート調査

1 児童遊園と集会所用地の現状

(1) 児童遊園

草津市の公園には、都市公園法に定められた都市公園と法の定めのない児童遊園がある。都市公園の中でも標準面積が 0.25ha と最も小規模な街区公園は、1993(平成 5)年の法改正までは児童公園という名称であり、児童遊園と合わせて、これらの小規模な公園は、主に子どもの遊び場所として利用されてきた。

2024(令和 6)年 6 月 5 日に Google 検索により、面積および人口規模が草津市と比較的近い自治体を対象に、児童遊園と街区公園の一覧を公表している自治体を調べた 6 市における児童遊園と街区公園の保有状況を表 2-1 にまとめた。児童遊園数、児童遊園面積、街区公園数、街区公園面積は、各自治体のホームページで公表されている資料を基に草津未来研究所が作成したものである。児童遊園は、各自治体で名称が異なり、定義も明確ではないため、都市公園に該当せず、草津市の児童遊園と同様の小規模な公園であると考えられるものを児童遊園としている。なお、草津市の面積は総面積 67.82 km²から琵琶湖の面積 19.17 km²を除いた 48.65 km²としている。

表 2-1 児童遊園と街区公園の保有状況

No	1	2	3	4	5	6	7
自治体名	草津市	A市	B市	C市	D市	E市	F市
人口密度(人/km ²)	2,870	2,386	2,317	2,426	2,586	1,958	1,929
児童遊園数	270	70	79	63	69	40	34
児童遊園面積(m ²)	101,502.00	28,269.95	53,116.87	27,308.60	45,130.84	21,248.00	21,478.08
平均規模(m ²)	376	404	672	433	654	531	632
街区公園数	52	230	91	63	49	43	40
街区公園面積(m ²)	121,598.66	304,800.00	221,700.00	140,100.00	115,700.00	130,300.00	117,300.00
平均規模(ha)	0.23	0.13	0.24	0.22	0.24	0.30	0.29
合計面積(m ²)	223,100.66	333,069.95	274,816.87	167,408.60	160,830.84	151,548.00	138,778.08
市域に対する割合	0.46%	0.35%	0.44%	0.35%	0.37%	0.41%	0.43%
1人当たりの面積(m ²)	1.51	1.49	1.89	1.46	1.43	2.11	2.24
児童遊園の割合	45%	8%	19%	16%	28%	14%	15%

※「児童遊園面積(m²)」と「街区公園面積(m²)」はそれぞれの面積計を示し、「合計面積(m²)」は児童遊園面積(m²)と「街区公園面積(m²)」の合計である。

※「市域に対する割合」は「合計面積(m²)」の市域に対する割合、「1人当たりの面積」は人口1人あたりの「合計面積(m²)」、「児童遊園の割合」は「合計面積(m²)」における児童遊園の割合である。

街区公園の面積は 0.25ha を標準とされていることから、各市の平均規模に大きな差はない。しかし、面積基準がない児童遊園の平均規模を比較すると、7市の平均規模が

529 m²であるのに対し、草津市はその 62%にあたる 376 m²である。また、小規模な公園に占める児童遊園の割合は草津市が最も大きく、7 市の平均が 21%であるのに対し、その 2 倍以上の 45%である。

(2) 集会所用地

草津市に帰属する集会所用地は 2024 年 6 月現在 133 箇所あり、そのうち 27 箇所は、集会所が未建設の空地となっていることが、所管課の調査により判明している(表 2-2)。

表 2-2 小学校区ごとの集会所用地数

	小学校区														総計
	志津	志津南	草津	大路	渋川	矢倉	老上	老上西	玉川	南笠	山田	笠縫	笠縫東	常盤	
集会所用地数	18	14	9	1	7	9	5	15	5	9	7	15	12	7	133
上記のうち空地のもの	7	2	1	0	0	2	1	6	0	1	0	3	4	0	27

従来、町内会には法人格がなく、集会所および集会所用地の登記は、町内会長の個人や共同名義で行う必要があった。年数が経過した後に移転登記などを実施しようとしたところ、表示登記された所有者が死亡しており、相続人の確定に膨大な手間と費用がかかることから移転登記が困難な状況になるなどの事例⁹がある。1991(平成 3)年に地方自治法が改正され、市町村長の認可を受けた町内会などの地縁団体が、法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるようになった。草津市では 14 団体が認可地縁団体として認可されている。さらに、2015(平成 27)年の改正により、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が分からない場合であっても、一定の手続きを経れば認可地縁団体へ所有権の移転登記が可能となる特例制度が設けられた¹⁰。草津市では特例制度の活用実績が 3 事例ある。

現在、開発許可制度により設置される集会所用地は、草津市への帰属を原則としているが、地方自治法の改正以前から、草津市では集会所用地の帰属を認めており、新設されるものだけでなく、既設の集会所用地も対象とすることで、登記の問題が解決されてきた経緯がある(草津市 2024)。ただし、帰属の対象は土地のみであり、建物は対象とし

⁹ 総務省 HP：「自治会・町内会等とは」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000307324.pdf (2025. 1. 30 閲覧)。

¹⁰ 草津市 HP：「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例」

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/chikicomunity/chonaikai/tienndanntaitokurei.html> (2025. 1. 30 閲覧)。

ていない。また、集会所および集会所用地には固定資産税が課税されるが、草津市では減免申請を行うことで全額が免除される¹¹。

2 児童遊園に関する子育て世代へのアンケート調査

(1) 目的

0歳から小学2年生までの児童の保護者を対象にアンケートを実施し、子育て世代の児童遊園の利用実態と児童遊園に対する考えを把握するために実施した。

(2) 調査方法

対象者を抽出し、インターネットによりアンケートを行う。

対 象 者：2024年11月15日を基準日とし、草津市に住民登録があり、長子が2016年4月2日以降の生まれである市民の中から、無作為に抽出した1,090人の保護者に依頼文を郵送した。無作為抽出にあたっては、小学校区ごとの人口比率、男女比率、各年齢の比率を考慮し抽出数を按分した(表2-4)。

回収期間：2024年11月28日から12月16日

回答方法：インターネット

回 収 数：466件(42.8%)

質問項目：参考資料1参照

各小学校区の位置を図2-1に、2024年12月31日現在の各学区の人口構成を表2-3に示す。



図 2-1 小学校区の位置

¹¹ 草津市 HP：「固定資産税の非課税・減免・軽減について」

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/zeikin/koteishisan/about/hikazeigenmenn.html> (2025.1.30 閲覧)。

表 2-3 学区の人口構成

	年齢										
小学校区	0歳～9歳	10歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳～69歳	70歳～79歳	80歳～89歳	90歳～99歳	100歳以上
志津	1,597	1,649	1,747	1,863	2,210	2,104	1,093	1,146	731	144	7
志津南	687	1,126	515	627	1,232	817	581	797	295	82	0
草津	1,085	997	1,325	1,698	1,593	1,751	1,334	1,185	801	177	10
大路	941	1,118	1,422	1,215	1,818	2,262	1,356	1,058	625	163	4
矢倉	681	1,024	1,297	904	1,329	1,575	835	1,039	739	139	1
洪川	815	944	1,204	1,143	1,461	1,589	1,037	777	488	105	4
老上	824	1,228	815	798	1,498	1,311	773	846	540	113	2
老上西	1,876	1,191	1,330	2,192	2,135	1,549	851	1,003	577	110	4
玉川	824	1,151	2,530	1,441	1,631	1,938	956	1,162	664	116	7
南笠東	459	678	1,389	793	966	1,112	891	880	429	97	3
山田	607	650	714	819	950	1,132	987	1,045	676	174	11
笠縫	943	1,158	960	1,074	1,605	1,609	1,061	1,539	1,019	222	13
笠縫東	1,035	1,055	1,110	1,324	1,619	1,396	1,063	1,410	726	145	4
常盤	409	467	399	473	623	646	568	802	378	91	3
全体	12,783	14,436	16,757	16,364	20,670	20,791	13,386	14,689	8,688	1,878	73

表 2-4 アンケート対象者抽出数

	性別および年齢																			計
	男									女										
小学校区	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳		
志津	6	5	7	8	9	8	8	9	9	5	5	7	7	8	7	9	8	9	134	
志津南	2	2	3	2	2	4	4	4	4	2	2	3	4	3	3	4	4	5	57	
矢倉	5	6	5	5	6	6	5	6	6	5	4	5	5	5	5	5	5	5	94	
大路	4	3	4	3	4	4	4	4	4	3	2	3	3	2	3	2	3	4	59	
草津	2	4	4	3	5	3	5	7	6	4	4	3	5	4	4	5	4	5	77	
洪川	4	4	3	4	3	4	4	4	5	3	3	3	3	4	4	5	4	5	69	
老上	2	3	4	4	5	4	3	4	4	3	3	2	3	4	4	5	5	5	67	
老上西	5	9	12	11	9	9	10	8	7	3	16	13	10	9	9	8	8	7	163	
玉川	4	4	4	4	4	5	5	5	4	3	4	3	2	3	4	4	4	5	71	
南笠東	3	1	2	2	3	3	2	3	2	1	2	2	2	2	2	1	2	3	38	
山田	2	2	4	3	3	4	3	2	2	2	3	3	4	3	3	3	3	3	52	
笠縫	4	4	4	4	5	5	6	5	5	2	4	4	5	4	5	6	5	5	82	
笠縫東	4	3	5	5	5	5	6	6	6	4	4	5	5	6	5	5	5	6	90	
常盤	2	2	1	2	2	3	2	3	3	2	2	2	1	2	2	2	2	2	37	
計	49	52	62	60	65	67	67	70	67	42	58	58	59	59	60	64	62	69	1,090	

3 児童遊園に関する子育て世代へのアンケート調査結果

(1) 回答者の状況

回答者の割合は、年齢区分では 20 代が 11%、30 代が 65%、40 代が 22%、50 代が 2%で 10 代はいなかった(図 2-2)。性別は男性が 20%、女性が 79%、その他および未回答は 1%であり、女性の回答が多数を占めている(図 2-3)。

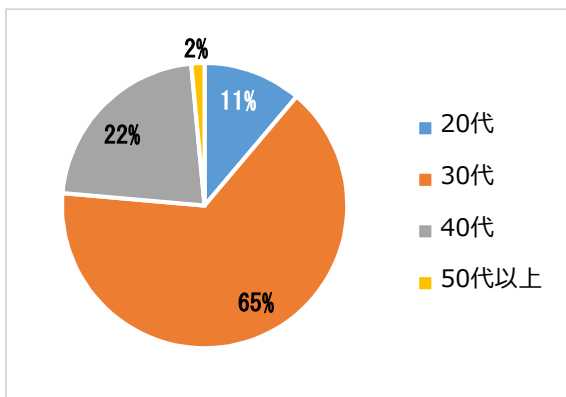


図 2-2 回答者の年齢

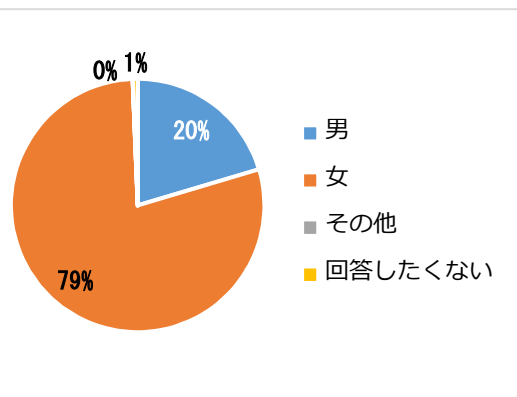


図 2-3 回答者の性別

回答者の子どもの人数は 1 人が 54%、2 人が 41%、3 人以上が 5%である。長子の年齢については、若干の差異はあるものの、各年齢層から一定の回答を得ることができた(図 2-4、図 2-5)。

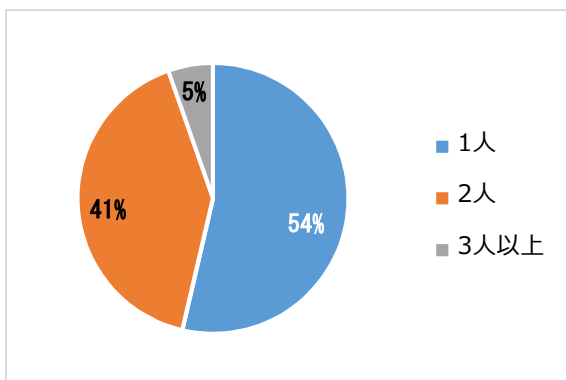


図 2-4 回答者の子どもの人数

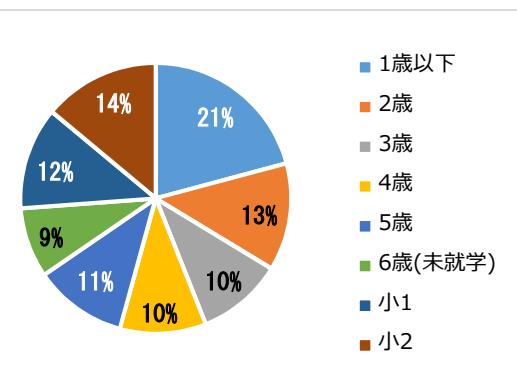


図 2-5 回答者の長子の年齢

また、居住地別の回答率には若干の差がある。アンケートでは居住地の町内会名を尋ねており、これを各小学校区に当てはめて集計しているが、小学校区を特定できない回答は不明として集計している(表 2-5)。

表 2-5 学区別アンケート対象者および回答者数

小学校区	配布数	回答数	回答率	小学校区	配布数	回答数	回答率
志津	134	39	29.1%	玉川	71	19	26.8%
志津南	57	24	42.1%	南笠東	38	12	31.6%
矢倉	94	31	33.0%	山田	52	14	26.9%
草津	77	19	24.7%	笠縫	82	33	40.2%
大路	59	22	37.3%	笠縫東	90	33	36.7%
洪川	69	18	26.1%	常盤	37	16	43.2%
老上	67	27	40.3%	不明	—	93	—
老上西	163	66	40.5%				

(2) 児童遊園の調査結果

子育て世代のうち、子どもと一緒に児童遊園を利用している割合は 77%であり、利用率が高いことがわかる(図 2-6)。

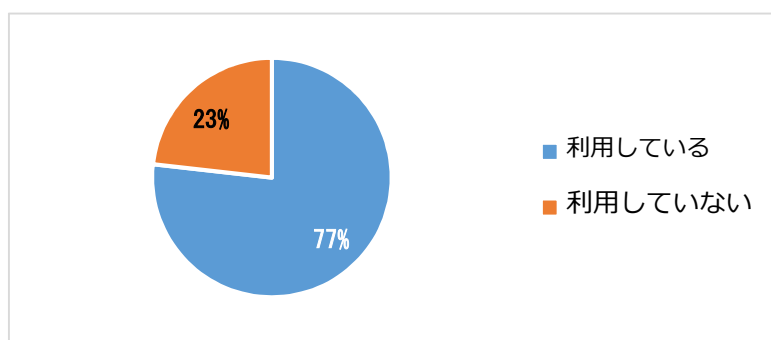


図 2-6 児童遊園の利用状況

草津市では町内会に児童遊園の日常の維持管理を委託している。維持管理活動への参加率は、全体では 23%、児童遊園を利用している人は 28%、児童遊園を利用していない人は 8%であり、児童遊園を利用している人の参加率は、利用していない人よりも高いものの、アンケートに回答した子育て世代の世帯の大半が維持管理活動に参加していない(図 2-7)。

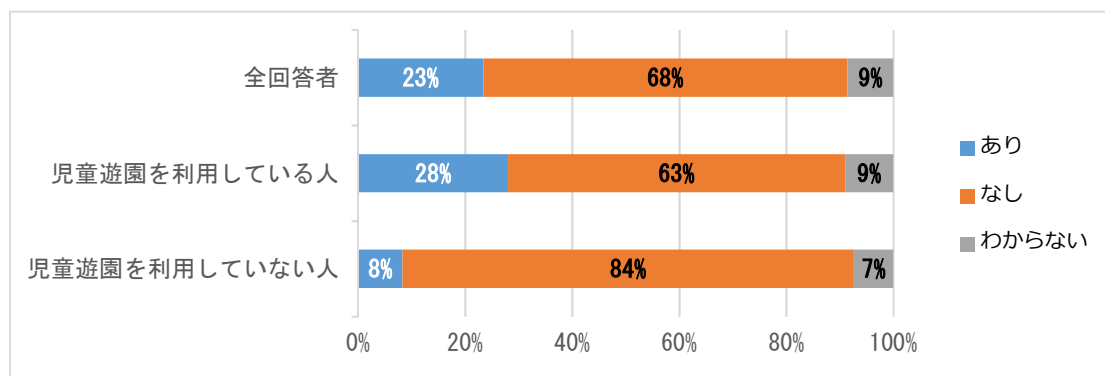


図 2-7 児童遊園の維持管理活動への参加状況

子どもと児童遊園を利用する目的の上位3つは「子どもを遊ばせる」、「散歩」、「子どもを植物や昆虫など自然と触れ合わせる」となっている。「散歩」については、子どもの年齢が1歳以下では割合が高いが、小学生では割合が下がっている(表 2-6)。

表 2-6 子どもの年齢ごとの児童遊園の利用目的(複数回答)

		利用目的								
		散歩	子どもを遊ばせる	自身の気分転換	日光浴や外気浴	自身が知人等と会話をする	ペットを遊ばせる	子どもの社会性を育む	子どもを植物や昆虫など自然と触れ合わせる	その他
子どもの年齢	1歳以下(n=47)	78.7%	78.7%	14.9%	34.0%	2.1%	4.3%	14.9%	31.9%	0.0%
	2歳(n=54)	46.3%	100.0%	9.3%	14.8%	1.9%	0.0%	20.4%	35.2%	0.0%
	3歳(n=42)	42.9%	100.0%	9.5%	7.1%	7.1%	0.0%	11.9%	35.7%	0.0%
	4歳(n=37)	40.5%	97.3%	10.8%	5.4%	5.4%	0.0%	16.2%	40.5%	2.7%
	5歳(n=44)	34.1%	97.7%	4.5%	27.3%	2.3%	0.0%	22.7%	50.0%	0.0%
	6歳(未就学)(n=35)	42.9%	100.0%	2.9%	2.9%	5.7%	0.0%	17.1%	34.3%	0.0%
	小学1年生(n=47)	29.8%	97.9%	6.4%	4.3%	8.5%	2.1%	25.5%	38.3%	0.0%
	小学2年生(n=51)	23.5%	96.1%	9.8%	11.8%	7.8%	0.0%	19.6%	37.3%	2.0%
	全年代(n=357)	42.3%	95.8%	8.7%	14.0%	5.0%	0.8%	18.8%	37.8%	0.6%

年齢別の使用頻度を見ると、1歳以下は回答者の約1/4が「週4日以上」と「週3日程度」と回答しており、比較的使用頻度の高い人が多いことがわかる(図 2-8)。

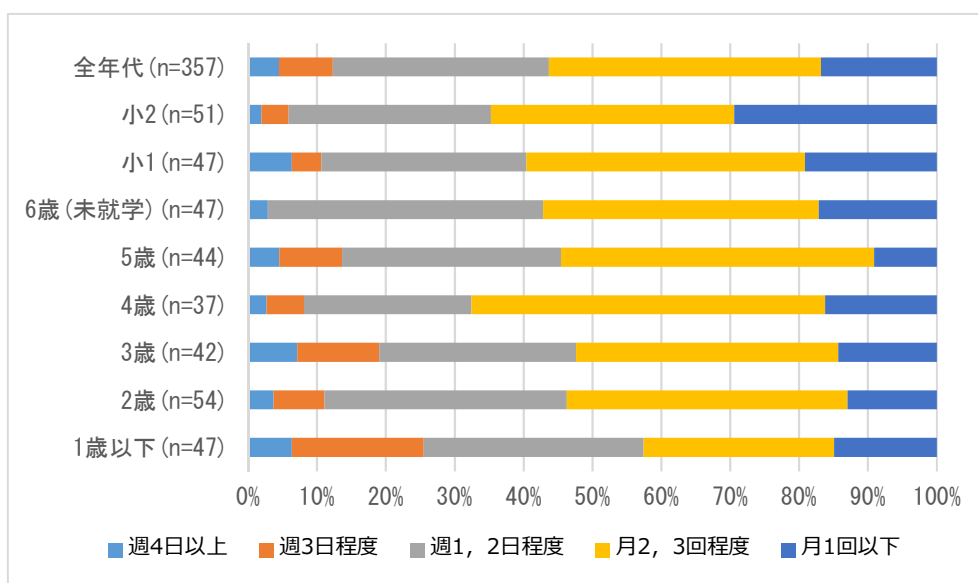


図 2-8 年齢別使用頻度

子どもと一緒に普段よく利用する児童遊園の場所については、「自宅に一番近い児童遊園」が 55%、「一番近い所ではないが自宅からの徒歩圏内の児童遊園」が 26%、「自転車や自動車等でないと行きづらい距離にある児童遊園」が 19%と、遠方の児童遊園ほど低い割合となっている(図 2-9)。

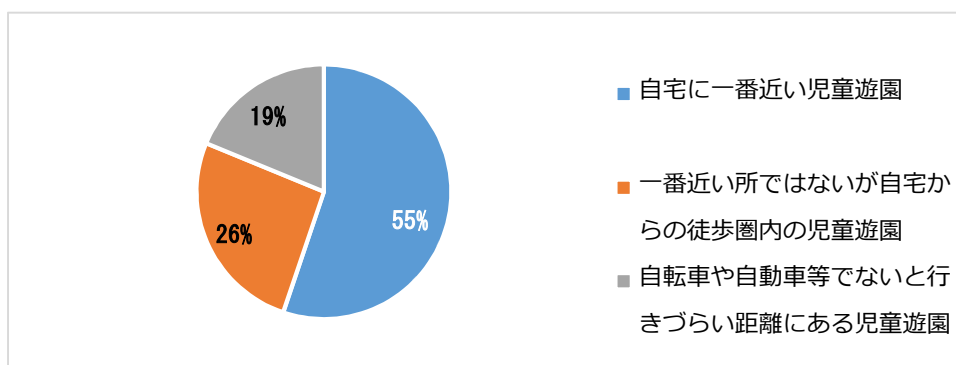


図 2-9 子どもと一緒に普段よく利用する児童遊園の場所

普段よく子どもと利用する児童遊園の選択理由を尋ねたところ、回答数が多かった上位 3 つの理由は、「自宅から近い」、「魅力的な遊具がある」、「近くの児童遊園より広い」であった。選択理由を児童遊園の場所別に集計したものが表 2-7 であるが、「自宅から近い」という理由は、自宅に一番近い児童遊園を利用している人ほど選択する割合が高くなっている。また、「魅力的な遊具がある」、「近くの児童遊園より広い」は遠方の児童遊園を利用している人ほど高い割合となっている。「ベンチやテーブルがある」、「休憩小屋や樹木が太陽光を遮っている」、「児童遊園内または近くにトイレが

ある」、「雑草やゴミ等の維持管理状態がよい」など、児童遊園の状態や設備に関する理由についても、同様の傾向がみられる。これらの結果から、遠方の児童遊園を選択している人ほど、遊具等の設備や広さを重視していることがうかがえる。

表 2-7 普段よく子どもと一緒に利用する児童遊園の選択理由(複数回答)

		児童遊園の場所		
		自宅に一番近い児童遊園	一番近い所ではないが自宅からの徒歩圏内の児童遊園	自転車や自動車等でないと行きづらい距離にある児童遊園
選択理由	自宅から近い	97.4%	54.8%	7.9%
	子どもの友達が来る	17.9%	11.8%	6.3%
	魅力的な遊具がある	10.7%	40.9%	71.4%
	ベンチやテーブルがある	8.7%	8.6%	12.7%
	保育所等よく行く所から立ち寄りやすい	8.2%	21.5%	4.8%
	雑草やゴミ等の維持管理状態がよい	8.2%	18.3%	33.3%
	自身が知人に会える	4.6%	1.1%	1.6%
	児童遊園内または近くにトイレがある	3.6%	7.5%	36.5%
	近くの児童遊園より広い	3.1%	34.4%	66.7%
	休憩小屋や樹木が太陽光を遮っている	3.1%	7.5%	12.7%
	児童遊園またはその近くに駐車場がある	2.6%	7.5%	49.2%
	近所の人や知人に会わずにすむ	0.0%	0.0%	3.2%
	その他	1.0%	7.5%	4.8%

児童遊園を利用している人の 25%が、自宅の近く¹²に利用していない児童遊園があると回答しており、その理由を尋ねたところ、上位 5 つは、①「子どもにとって面白い遊具がない」が 50%、②「雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある」が 44%、③「児童遊園が狭い」が 34%、④「老朽化や設計が古いなど安全性に不安がある」が 28%、⑤「他に利用したい児童遊園がある」が 15%となっている(図 2-10、図 2-11)。④については、安全性の懸念が解消されれば、利用される可能性が高まると考えられるため、設置されている遊具の点検状況や安全基準への適合性に関する情報を提供することが有効であると考えられる。

¹² 自宅に最も近い児童遊園も含めた自宅近くの児童遊園全てを対象としている。

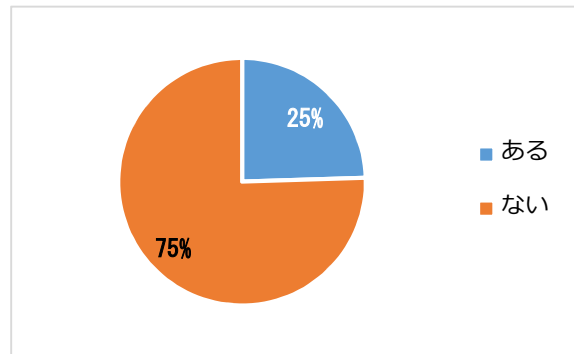


図 2-10 自宅の近くに利用していない児童遊園があるか

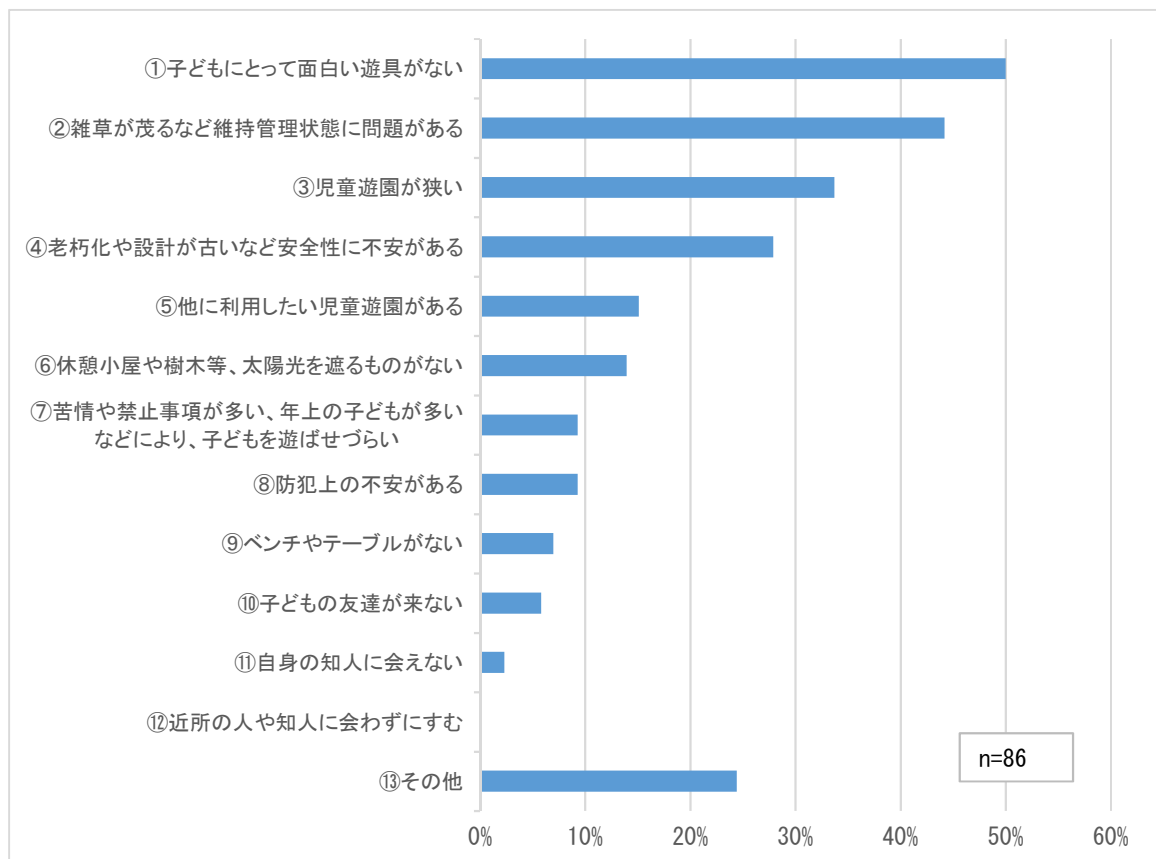


図 2-11 近くにある児童遊園を利用しない理由(複数回答)

児童遊園を利用している人に対し、雑草が茂るなど、維持管理状態の問題により利用していない近隣の児童遊園の今後の維持管理について尋ね、普段よく利用する児童遊園の場所ごとにまとめた。「維持管理状況を改善する。必要ならば維持管理活動への参加が増えてもよい」を選択した人は、自宅に一番近い児童遊園の利用者が 17%、一番近い所ではないが自宅からの徒歩圏内の児童遊園の利用者が 38%、自転車や自動車等でないと行きづらい距離にある児童遊園の利用者が 64%となっており、遠方の児童遊園を

利用する人ほど割合が高くなっている。このことから、遠方の児童遊園を利用する人ほど、自宅近くに利用可能な児童遊園を求めていることがうかがえる。「維持管理状況が改善されないなら廃止になってもやむを得ない」については遠方の児童遊園を利用する人ほど割合が低く、自転車や自動車等でないと行きづらい距離にある児童遊園で27%、その他の児童遊園は共に50%となっている(図2-12)。

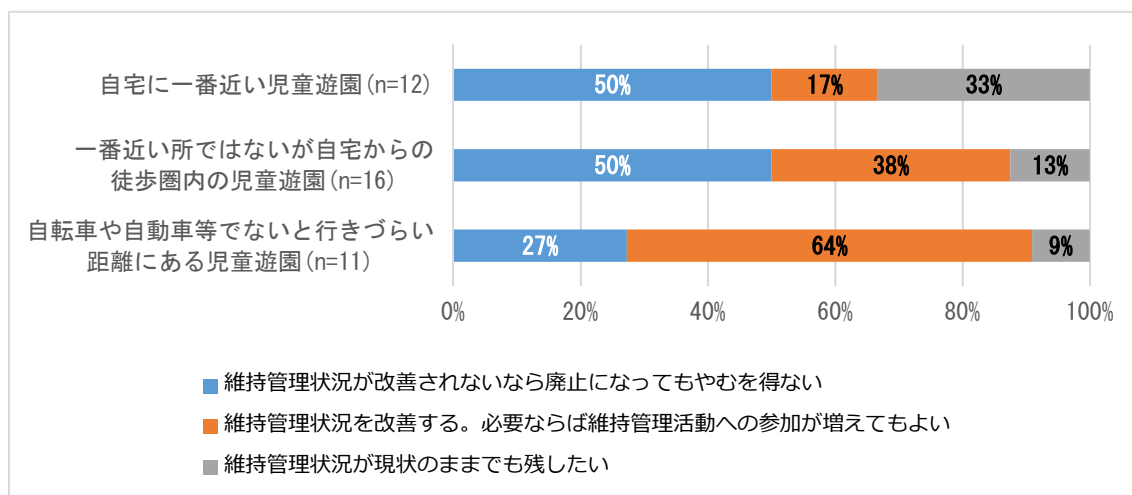


図2-12 雑草が茂るなど維持管理状態に問題のある児童遊園の今後

児童遊園を利用していないと回答した人に対し、その理由を尋ねたところ、利用していない理由の上位3つは、「子どもが児童遊園に行く年齢に達していない」が37%、「児童遊園以外の施設や場所を利用している」が35%、「近くに利用できる児童遊園がない」が29%となっている(図2-13)。「その他」の内訳は、「子が成長し児童遊園の遊具に飽きた」、「遊具がない」、「遊具が少ない」、「低年齢向けの遊具がない」、「公園までの経路が危険」、「子どもだけで利用している」となっている。

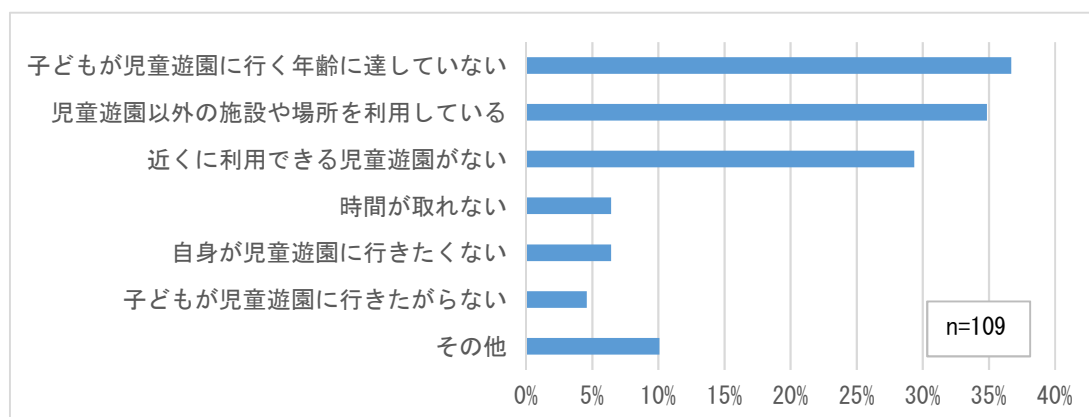


図2-13 児童遊園を利用していない理由(複数回答)

児童遊園の規模と箇所数について、「草津市の児童遊園は、住宅の敷地に例えると1、2軒程度の大きさのものが多数あります。このような児童遊園に対しどのように考えますか。」と尋ねたところ、「今と同程度でよい」が50%、「児童遊園の数が減っても規模を大きくする方がよい」が29%、「児童遊園の規模が小さくなっても数が増える方がよい」が12%、「わからない」が9%となっている(図 2-14)。

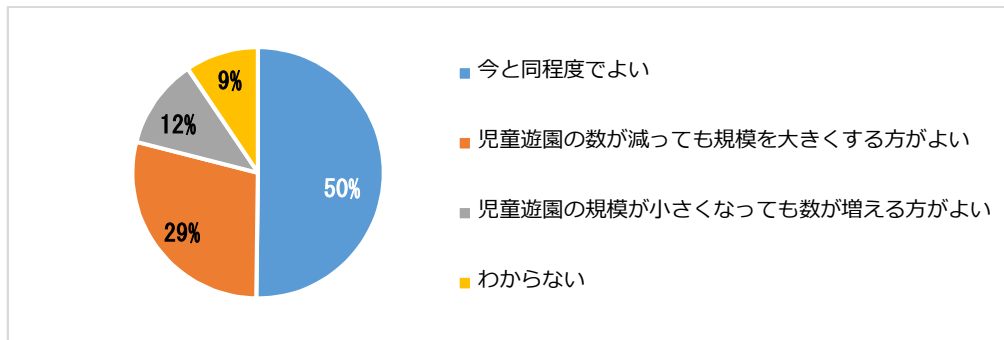


図 2-14 小規模な児童遊園の規模

各児童遊園の遊具の種類、ベンチやトイレ等の設備の設置状況をインターネットなどで調べられるようになると、児童遊園の利用に活用するかを尋ねたところ、「活用する」が74%、「わからない」が17%、「活用しない」が9%となっている(図 2-15)。

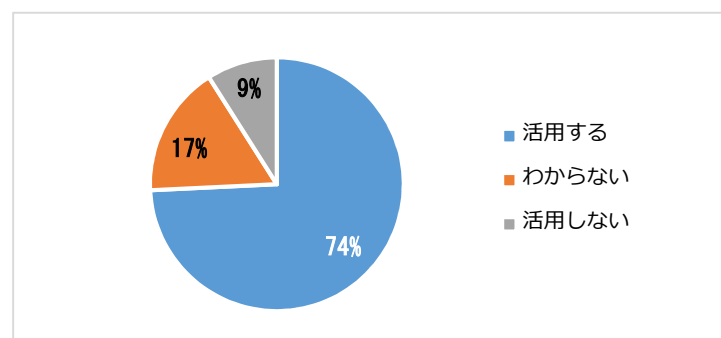


図 2-15 児童遊園の遊具や設備の情報の活用

児童遊園をどのように利用したいか尋ねたところ、利用希望の上位5つは、「ベンチや休憩小屋、木陰などがある憩いの空間にしてほしい」が71%、「花や木のある緑を楽しむ空間にしてほしい」が42%、「花火をできるようにしてほしい」が30%、「ビオトープや野草園など自然を楽しむ空間にしてほしい」が21%、「3×3 バスケット、スケボー、スポーツができるようにしてほしい」が19%となっており、子育て世代は多様な

希望を持っていることがわかる(図 2-16)¹³。

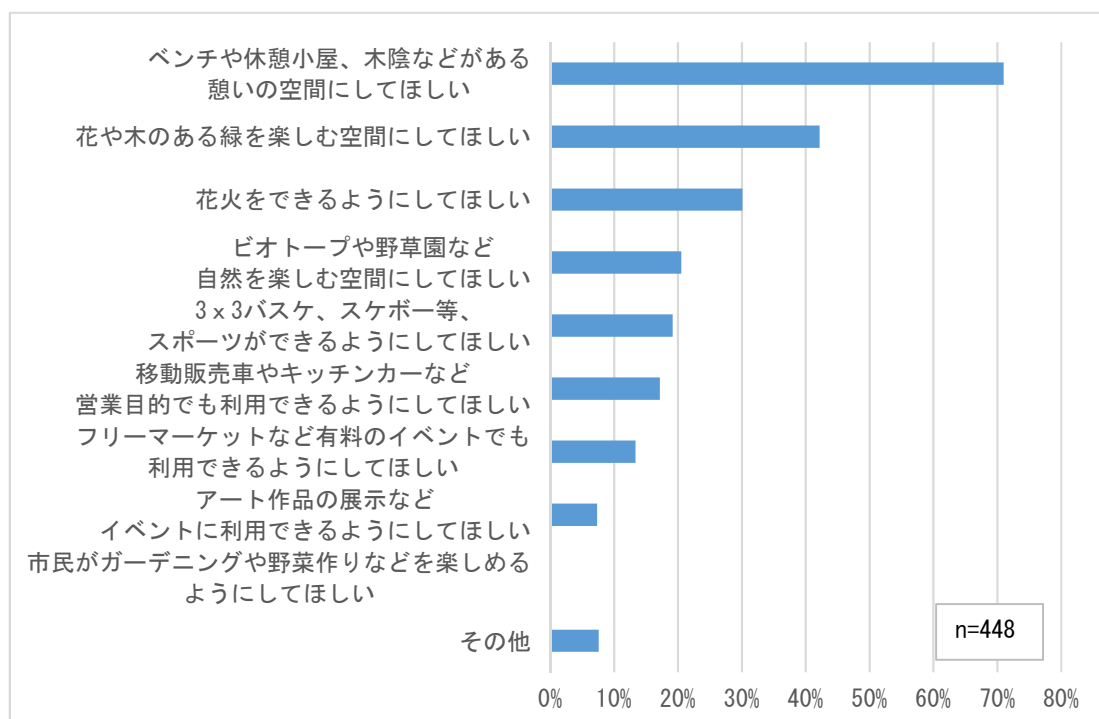


図 2-16 児童遊園の利用についての希望(複数回答)

児童遊園に対する意見を自由記述形式で求めたところ、最も多いのが遊具に関する意見で 42 件あり、「遊具が少ないため増設を求める」、「利用できない期間が長いいため修繕の迅速化を求める」、「鉄棒の設置を求める」等があった。次に多いのが利用に関する意見で 40 件あり、「ボール遊びをしたい」が多数ある他、ボール遊びが禁じられていない児童遊園において、具体的にどのようなボール遊びが可能なのかわからないという意見もあった。3 番目に多かったのが年齢層に関する意見で 26 件あり、「幼児向けの遊具を求める」、「小学生と幼児の使用を分ける」、「小学生向けの遊具を求める」等があった(図 2-17)。

¹³ 児童遊園の維持管理作業で苦慮している作業の上位 2 つが「植栽」と「樹木の手入れ」である(図 2-22)ことから、緑化の推進は維持管理負担の増加につながる可能性がある。

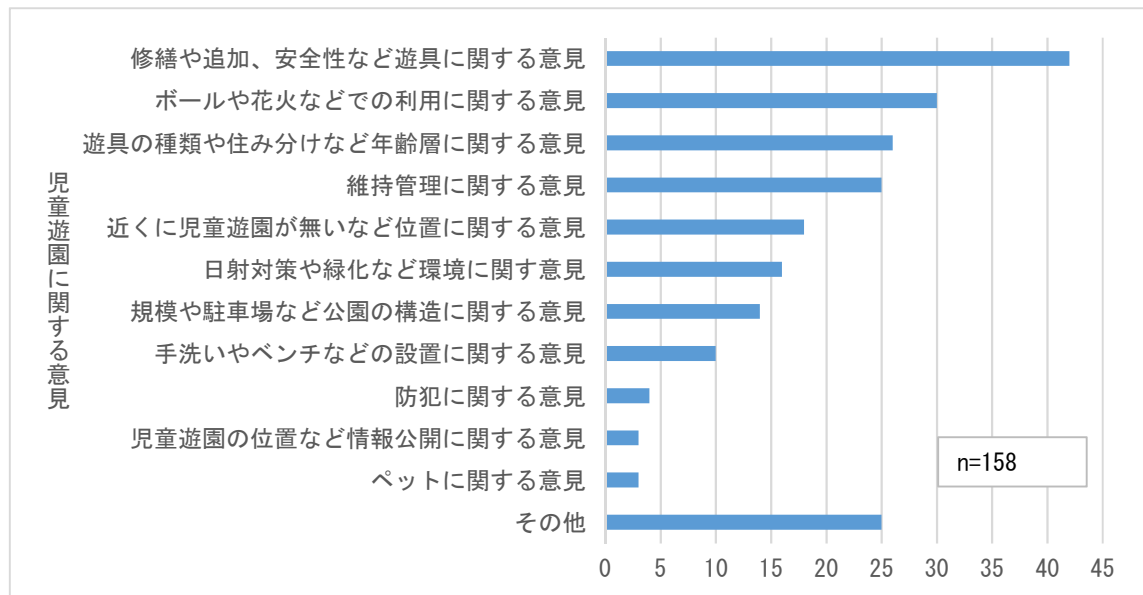


図 2-17 児童遊園に対する意見(複数回答)

4 児童遊園と集会所に関する町内会長へのアンケート調査

(1) 目的

児童遊園および集会所用地の日常管理を行っている町内会の町内会長にアンケートを実施し、維持管理の実態を把握し、利用度の低い児童遊園や未建設の集会所用地の今後の活用について検討するために実施した。

(2) 調査方法

対象者を抽出し、郵送によりアンケートを行った。

対 象 者：2024 年 11 月 15 日を基準日とし、草津市の町内会 216 のうち、草津市が児童遊園の維持管理を委託している、集合住宅による町内会を除く 127 の町内会から無作為に抽出した 122 の町内会の町内会長に調査票を郵送した。

回収期間：2024 年 11 月 28 日から 2024 年 12 月 23 日

回答方法：郵送

回 収 数：95 件(77.8%)

質問事項：参考資料 2 参照

5 児童遊園と集会所に関する町内会長へのアンケート調査結果

(1) 回答者の状況

表 2-8 の通り、回答のあった 95 町内会の総世帯数は 39,295 世帯、総児童遊園数は

238 箇所、1 町内会当たりの平均は 2.5 箇所となっている。集会所のある町内会は 71 町内会で全体の 74.7%を占めている。

表 2-8 アンケートの回答数状況

町内会数	世帯数	児童遊園数	集会所のある町内会数
95	39,295	238	71

(2) 児童遊園の調査結果

児童遊園が 1 箇所の町内会が 49 町内会と最も多いが、10 箇所を超える町内会も 4 町内会ある(表 2-9)。

表 2-9 児童遊園の度数分布

児童遊園数	1	2	3	4	5	6	7	11	13	14	19
町内会数	49	19	9	8	3	1	2	1	1	1	1

草津市における 1 町内会あたりの世帯数は 19 世帯から 11,048 世帯と規模が様々である。各町内会の世帯数をその児童遊園数で割り、児童遊園 1 箇所当たりの世帯数を調べたところ、75 の児童遊園で 51~100 世帯と最も多く、次に 42 の児童遊園が 101~150 世帯、3 番目に多いのは 38 の児童遊園で 50 世帯以下であった(表 2-10)。

表 2-10 児童遊園 1 箇所あたりの世帯数の度数分布

世帯数	~50	51~100	101~150	151~200	201~250	251~300	301 以上
児童遊園数	38	75	42	29	9	15	30

住民による一斉清掃について尋ねたところ、実施している町内会は 95.8%にのぼり、年 2 回実施している町内会が最も多い(表 2-11、2-12)。

表 2-11 児童遊園の一斉清掃の有無

あり	なし
91	4

表 2-12 一斉清掃の回数

回数	1	2	3	4	5	6	7 以上
町内会数	6	40	22	10	3	3	7

一斉清掃への参加率は「80%以上」が全町内会の 40%、「60%以上 80%未満」が 28%であり、参加率が高い町内会が多い(図 2-18)。また、参加者における 65 歳以上の高齢者の割合については、「25%未満」が 27%、「25%以上 50%未満」が 31%であるが、「50%以上 75%未満」が 27%、「75%以上」が 15%と 42%の町内会で高齢者が過半数となっている(図 2-19)。

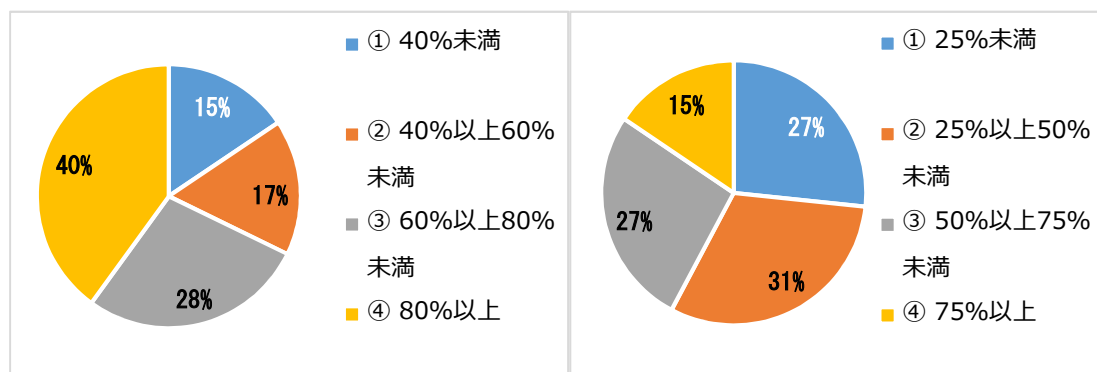


図 2-18 一斉清掃参加者の参加率

図 2-19 一斉清掃参加者の高齢化率

一斉清掃活動とは別に、児童遊園を中心的に維持管理している主体について尋ねたところ、「町内会」が 53%、「より小地域を単位とする班や組」が 15%、「老人会」が 8%と、町内会とその関連団体で 76%を占めている。一方、「住民による一斉清掃活動以外の維持管理はない」は 16%となっている(図 2-20)。また、中心的であるか否かにかかわらず児童遊園の維持管理に参加している主体を尋ねたところ、「その他」は 10 回答あり、ボランティアが 6、児童遊園を利用する団体が 2、除草を外注している町内会が 1、町内会長のみが 1 となっている。

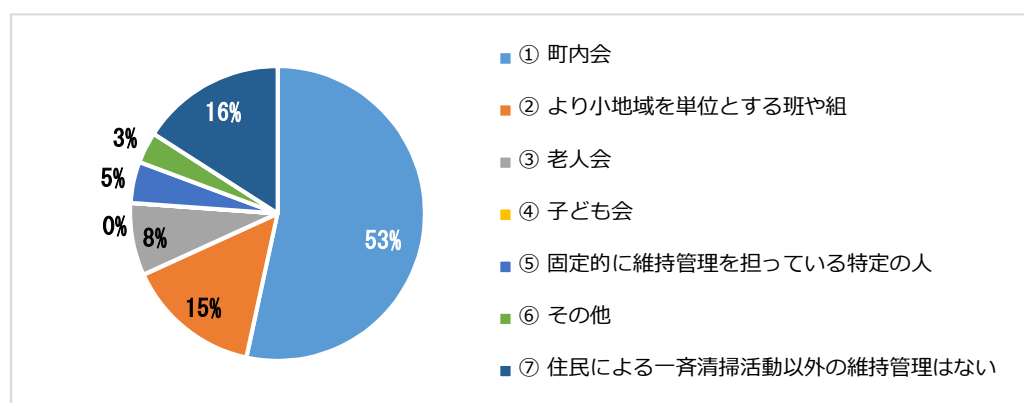


図 2-20 中心的に維持管理を行う主体

維持管理の状況を見ると、「実施できている」が46%と最も多かった。一方で、「かろうじて実施できている」が28%、「管理が十分とはいえない」が17%となり、合わせて45%の町内会が維持管理に課題を抱えていることがわかった(図 2-21)。

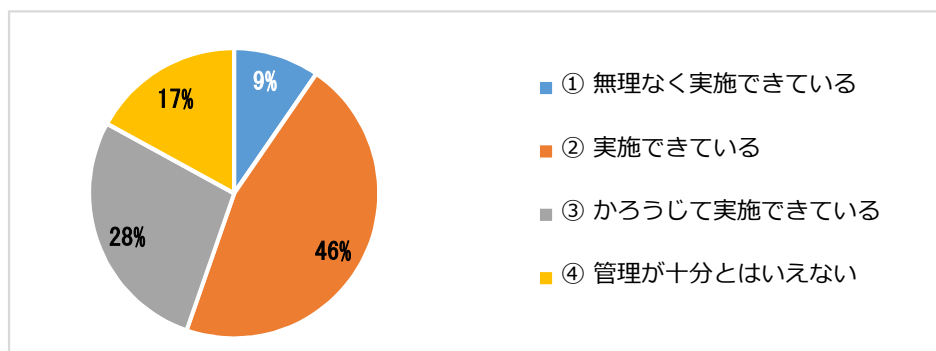


図 2-21 児童遊園の維持管理の状況

草津市が委託する児童遊園の維持管理に含まれる作業のうち、実施に苦慮している作業を尋ねたところ、1 位が「除草」で 83%、2 位が「樹木の手入れ」で 72%、3 位が「清掃」で 38%となっている(図 2-22)。子育て世代の児童遊園への希望には、「ベンチや休憩小屋、木陰などがある憩いの空間にしてほしい」、「花や木のある緑を楽しむ空間にしてほしい」、「ビオトープや野草園など自然を楽しむ空間にしてほしい」などの緑化に関するものがある(図 2-16)。しかし、これらの希望に対応することは、維持管理負担の増加につながることを懸念される。

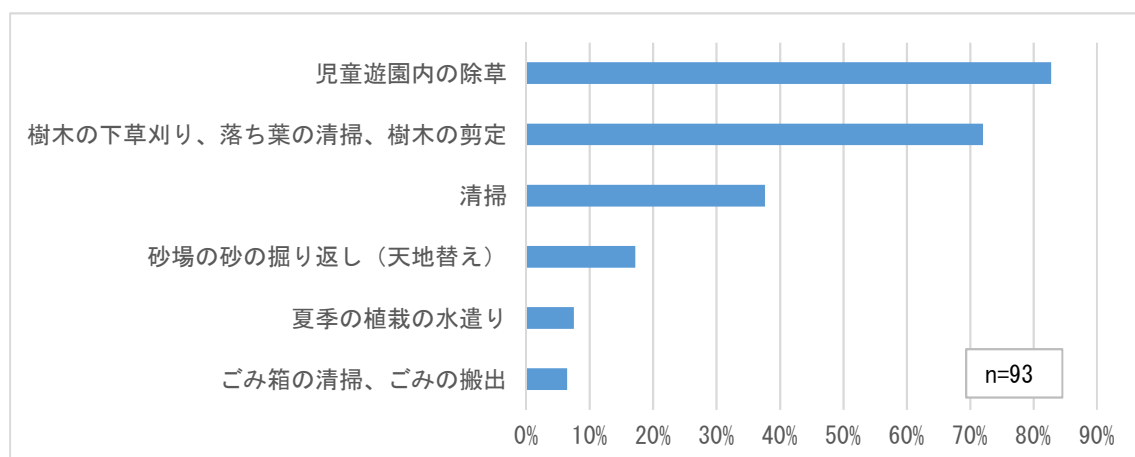


図 2-22 実施に苦慮している作業(複数回答)

住民以外で頻繁に町内の児童遊園を利用する団体について尋ねたところ、18%にあたる 17 町内会で 17 団体の利用があり、そのうち 9 団体は保育所であった。また、17 団

体のうち、維持管理作業に参加しているのは5団体であった。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条では、満二歳以上の幼児を入所させる保育所には屋外遊戯場の設置が義務付けられている。ただし、屋外遊戯場には保育所の付近にある公園なども含まれる。近年増えている小規模な保育所には屋外遊戯場を設置していない保育所もあり、このような保育所にとって児童遊園は屋外遊戯場の代替施設として必要不可欠なものとなっている。9つの保育所の中にも屋外遊戯場を設置していない保育所が複数あるものの、維持管理に参加している保育所は1施設のみである(図2-23、表2-13、表2-14)。

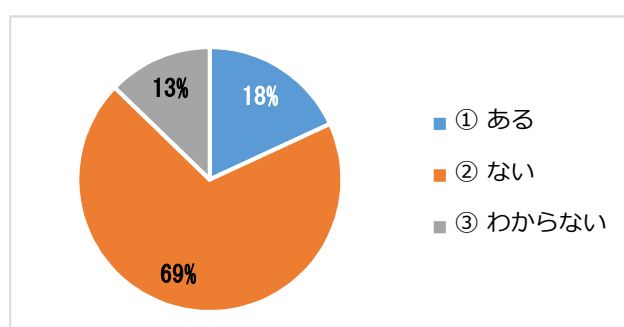


図2-23 住民以外で頻繁に町内の児童遊園を利用する団体

表2-13 頻繁に町内の児童遊園を利用する団体の種類

保育園	その他	無回答	合計
9	5	3	17

表2-14 維持管理作業への参加の有無と利用団体の状況

参加あり	参加なし
5(保育園1、その他3、無回答1)	12(保育園8、その他2、無回答2)

住民以外で頻繁に町内の児童遊園を利用する団体に対し、維持管理への参加を依頼することについて尋ねたところ、「検討したい」と回答したのは1町内会であり、「検討するつもりはない」と回答したのは6町内会であった。また、5町内会は「わからない・判断できない」と回答している(表2-15)。

表2-15 団体への維持管理依頼の意向

① 依頼することを検討したい	② 依頼することを検討するつもりはない	③ わからない・判断できない
1	6	5

ほぼ使用されていないと思われる児童遊園について尋ねたところ、82.1%にあたる78町内会が「ない」と回答しており、ほとんどの児童遊園が活用されていることがわかった。一方、「ある」と回答したのは17.9%にあたる17町内会である。その理由は多い順に、「町内に子どもが少ない」が11町内会、「雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある」が11町内会、「大人が利用したくなる要素がない」が9町内会であった。このことから、ほぼ使用されていないと思われる児童遊園は、人口構成の変化に十分に適応できていないことがうかがえる(表2-16、図2-24)。

表 2-16 ほぼ使用されていないと思われる児童遊園のある町内会

① ある	② ない
17(17.9%)	78(82.1%)

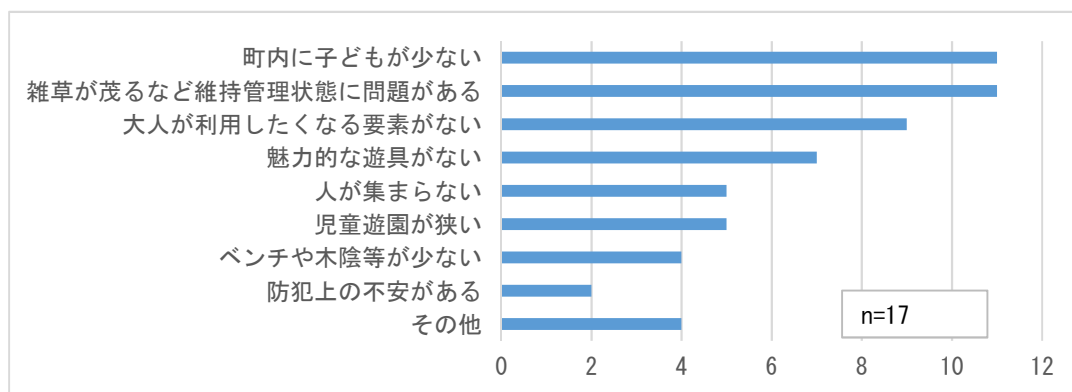


図 2-24 児童遊園が利用されていない理由(複数回答)

図 2-21 で「かろうじて実施できている」または「管理が十分とはいえない」と回答した町内会、および表 2-16 で「ある」と回答した町内会の合計 42 の町内会に、維持管理に問題が生じている児童遊園や、ほぼ使用されていない児童遊園を今後どのようにしたいか尋ねたところ、「現在の管理負担および管理状況のままでも児童遊園として残したい」が 31%、「わからない・判断できない」が 31%、「他の使い方がしたい」が 24%、「廃止したい」が 14%となった(図 2-25)。

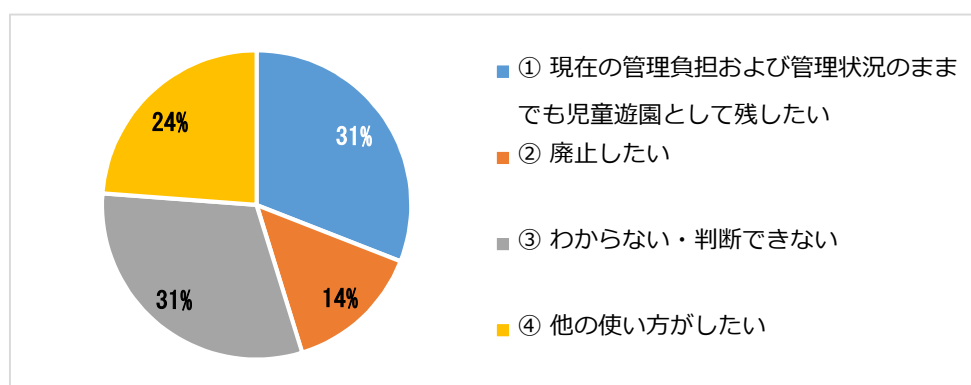


図 2-25 今後どのようにしたいか

「他の使い方がしたい」という回答の具体的な用途は、「大人もくつろげる公園にする」が5、「駐車場にする」が5町内会、「ガーデニングを楽しめる場にする」が2町内会、「菜園にする」が2町内会、「町内会の物品を収納する物置を建てる」が2町内会、「ドッグランなどペットと過ごせる場所にする」が2町内会、「その他」が2町内会、「ビオトープや野草園など自然を楽しむ空間にする」が1町内会である(図 2-26)。このことから、「他の使い方がしたい」の多くは、現状から新たな活用としての転換として多様な意見であることがうかがえる。

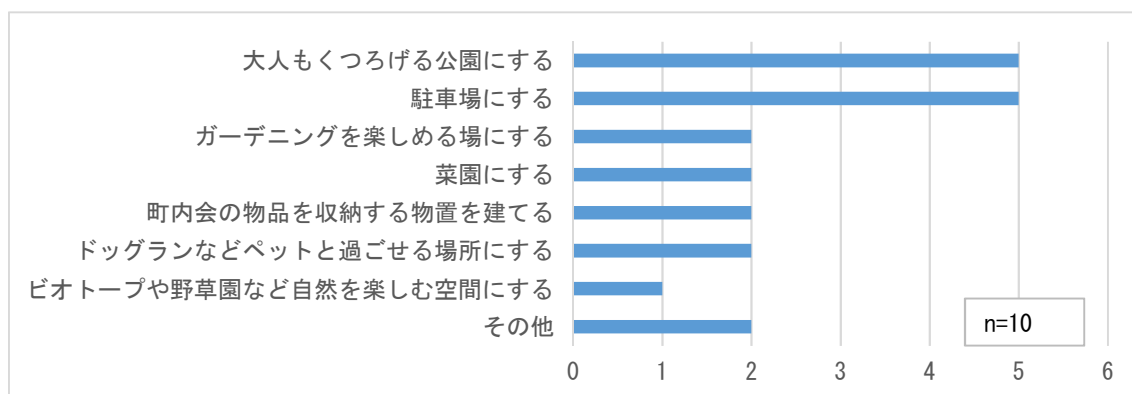


図 2-26 他の使い方の具体的用途(複数回答)

(3) 集会所用地の調査結果

町内会の集会所の有無を尋ねた結果、全体の 25.3%にあたる 24 町内会に集会所がないことがわかった(表 2-17)。集会所を持たない町内会に、町内会活動を主に行っている場所を尋ねたところ、20 町内会から回答があり、「まちづくりセンター」¹⁴が最も多

¹⁴ 各小学校区に 1 つ設置されており以前は公民館であった施設。

く、次が「他の町内会にある集会所」であった。複数回答の町内会があるため合計が 23 となっているが、「児童遊園」のみを回答した町内会が 2 町内会あり、「回覧」と「特になし」を合わせて 4 町内会が活動場所として建物を使用していない(表 2-18)。

表 2-17 町内会における集会所の有無

ある	ない
71 (74. 7%)	24 (25. 3%)

表 2-18 集会所を持たない町内会の活動場所(複数回答 n=20)

まちづくりセン ター	他の町内会 にある集会所	貸会議室等	児童遊園	文書による回 覧稟議	特に無し
9	6	3	3	1	1

宅地開発などで集会所用地として整備されたものの、集会所が未建設のままとなっている集会所用地があるかどうか尋ねたところ、23%の町内会に未建設の集会所用地があることがわかった(図 2-27)。

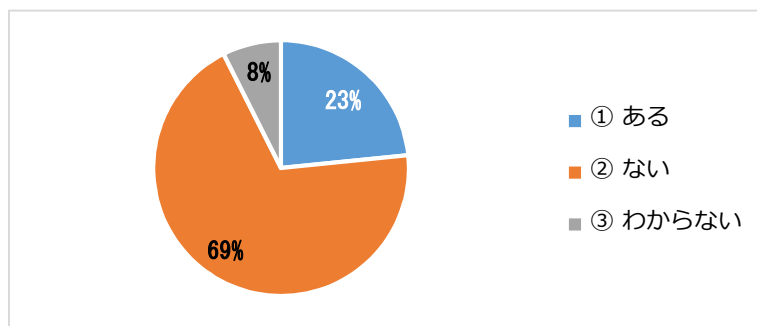


図 2-27 未建設の集会所用地

集会所が未建設である理由は、「町内に他の集会所がある」が 11 町内会、「集会所の必要性を感じない」が 5 町内会、「建設費が不足している」が 5 町内会、「近隣に集会所の代わりになる施設がある」が 5 町内会、「建設について住民の合意ができていない」が 4 町内会となっており、「建設費が不足している」と「建設について住民の合意ができていない」以外の理由からは集会所用地の優先度が低いことがうかがえる(図 2-28)。

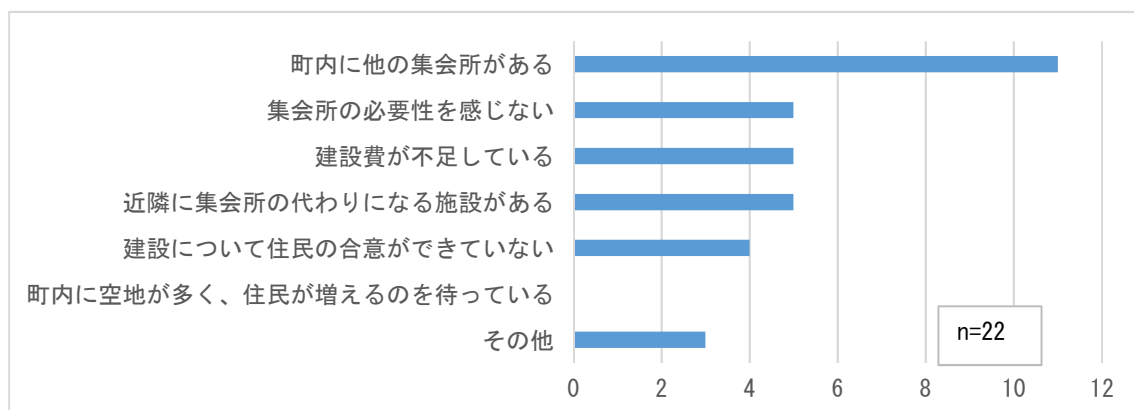


図 2-28 未建設の理由(複数回答)

草津市では、集会所の新築や建替えに対し補助を実施しており、その補助額は建設費の2分の1である¹⁵。そのため、集会所の新築や建替えにあたっては、残りの費用は町内会が負担する必要がある。この条件を提示した上で集会所の新築または建替えについて尋ねたところ、「① 新築または建替えすべき」および「② どちらかと言えば新築または建替えした方がよい」の合計が37%、「③ どちらかと言えば新築または建替えしない方がよい」および「④ 新築または建替えすべきではない」の合計が37%と、新築や建替えを望む意見と望まない意見が同数であり、集会所がない方がよいとする意見が一定数あることがわかった(図 2-29)。



図 2-29 集会所の新築または建替えの意向

集会所の有無ごとに新築・建替えの意向を整理したところ、集会所がある町内会は①と②の合計が42%、③と④の合計が39%と、新築や建替えを望む意見が、望まない意見よりもわずかに多い。集会所がない町内会は①と②の合計が20%、③と④の合計が30%と、新築や建替えを望まない意見の方が多く、⑤が50%と最も多い(図 2-30)。

¹⁵ 上限金額は846万円となっている。

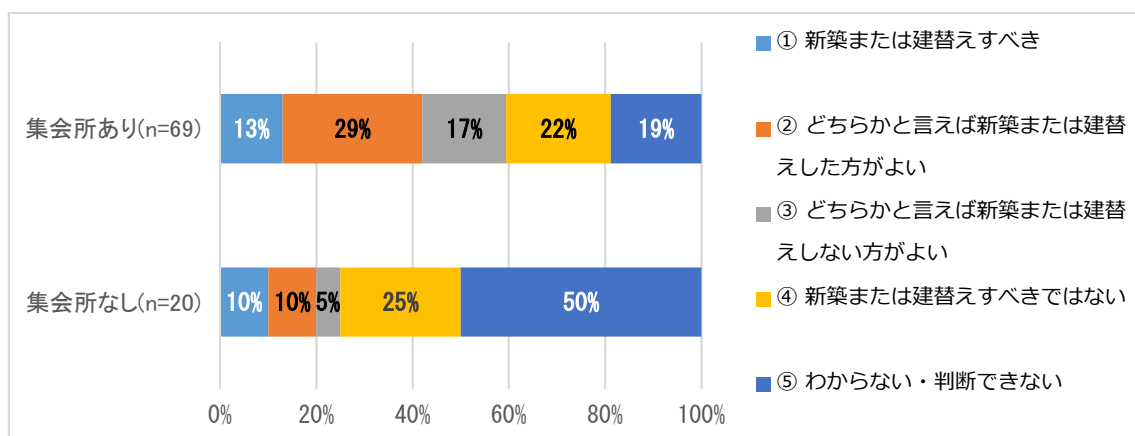


図 2-30 集会所の有無別新築または建替えの意向

未建設の集会所用地の維持管理については「かろうじて実施できている」が 48%、「管理が十分とはいえない」が 24%と大半が維持管理に問題を抱えていた(図 2-31)。

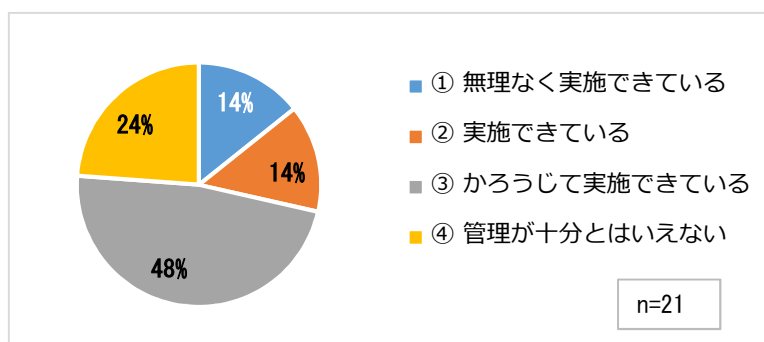


図 2-31 未建設の集会所用地の維持管理の状況

未建設の集会所用地が別の用途に使用されているか尋ねたところ、50%の町内会で別用途に使用されていた。なお、用途には集団登校する小学生の集合場所など、空地としての使用も含まれている(図 2-32、表 2-19)。

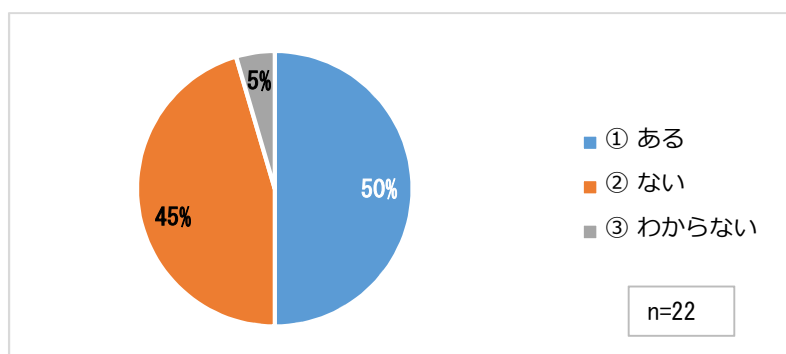


図 2-32 別の用途に使用する未建設の集会所用地

表 2-19 未建設の集会所用地の使用用途(複数回答 n=8)

防災倉庫などの倉庫置場	4
隣接する児童遊園を拡張	2
分団登校の集合場所	1
空地として利用	1
農園	1

さらに、未建設の集会所用地を有している町内会に対して、今後の活用方法を尋ねたところ、最も多い回答は「他の使い方ができるならば維持管理を継続してもよい」で8町内会であった。「現状維持したい」と回答した4町内会は、いずれも集会所と他の用途に使用している未建設の集会所用地を有している。集会所を有しない町内会では現状維持を希望する回答はないが、「現状維持したい」には将来集会所を建設するために維持する場合も含まれることから、現時点で集会所を建設する意向を持つ町内会がないことがわかった(表 2-20)。

表 2-20 未建設の集会所用地の今後の活用

		現状維持したい	ない方がよい	わからない・判断できない	他の使い方ができるならば維持管理を継続してもよい
総計		4	2	7	8
	集会所がある	4	2	4	4
	集会所がない	0	0	3	4

なお、「他の使い方ができるならば維持管理を継続してもよい」という回答の具体的な使用用途の上位は「駐車場にする」が3町内会、「町内会の物品を収納する物置を建てたい」が3町内会、「ドッグランなどペットと過ごせる場所にする」が3町内会、「隣接する公園の一部とし、児童の遊び場を広げる」が3町内会となっていた(図 2-33)。

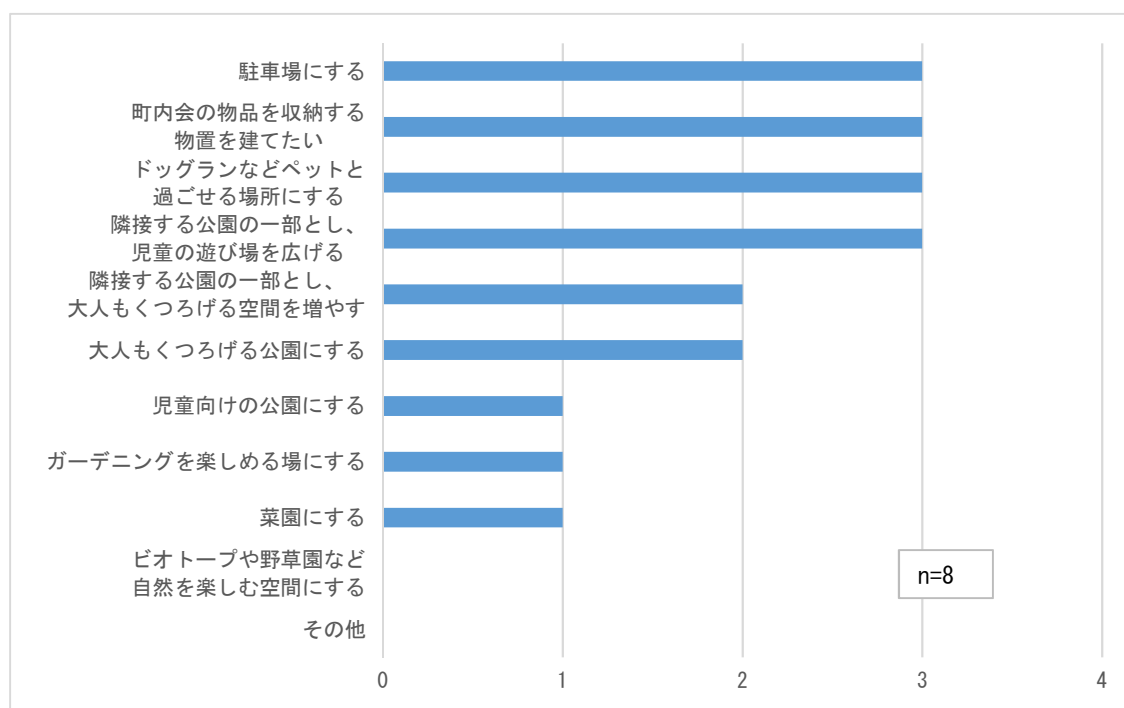


図 2-33 他の使い方の具体的用途 (複数回答)

第3章 児童遊園と集会所用地の有効利用に関する選択肢

1 転用などによる住民ニーズへの対応または売却

(1) 他の用途への転用や再整備による住民ニーズへの対応

未建設の集会所用地や、ほぼ使用されていないと思われる児童遊園については、他の用途への転用を希望する町内会があり、未建設の集会所用地については、市と協議の上、隣接する児童遊園との一体化や、防災倉庫の設置などの用途に暫定的に使用されている事例が既に存在する。また、ほぼ使用されていないと思われる児童遊園については、大人が楽しめる空間、駐車場、およびガーデニングスペースなどへの転用を希望する意見もある。

草津市公共施設等総合管理計画では、公共施設等の利用需要の変化に対応し、適正な施設の規模等について、用途の転換などの視点も踏まえながら検討を進めることとしている¹⁶。また、「第3次草津市みどりの基本計画(2021年)」では、「魅力ある都市公園・児童遊園の運営のイメージ」として、菜園ガーデンや機能転換などが挙げられている(図3-1)。未建設の集会所用地やほぼ使用されていないと思われる児童遊園を、住民等の利用者のニーズに応じて、他の用途に転用することは有効活用につながると考えられる。ただし、本調査研究のアンケート調査により、住民以外で頻繁に町内の児童遊園を利用する団体や町内会以外の利用者も存在することが分かったため、転用を検討する際は状況を把握し、意見調整を慎重に行う必要があると考えられる。

<魅力ある都市公園・児童遊園の運営のイメージ>

「農」「食」の活用	地域の農園として四季の味覚を堪能させる畑の配置（菜園ガーデン） コミュニティガーデンの整備（花と野菜・果樹のガーデン） バーベキュー利用（バーベキュー窯の設置） など
「コミュニティ」 支援機能	地域主導の公園利用ルールづくり 高齢の人の外出の動機づけ 地域コミュニティの絆の醸成 防災広場としての位置づけと防災関連施設の整備・設置 など
「スポーツ」 設備の充実	大人の運動器具（健康遊具）の設置 屋外での卓球台の設置 バドミントンネットの設置、ボール遊び、スケートボード ペタンク、ポッチャ、フットサル、3ON3バスケットなどのコート など
施設設置に係る 「許可」の活用	カフェ・レストランなどの民間収益事業の立地（賃料収入確保と賑わい創出）
機能転換	自然体験・冒険型の再整備

出所：第3次草津市みどりの基本計画より引用

図3-1 魅力ある都市公園・児童遊園の運営のイメージ

¹⁶ 草津市公共施設等総合管理計画改定版(2022(令和4)年3月改定) P31 参照。

再整備にあたっては多世代にわたるニーズを考慮する必要がある。子どもの発達に応じた遊具の設置や年齢による住み分けが考えられるが、その手法として、①年齢層により利用時間を変える、②児童遊園を年齢に応じて分割利用する、③利用対応年齢層の異なる複数の児童遊園を設置するなどが考えられる。①年齢層により利用時間を変える手法については、図 3-1 における「コミュニティ」支援機能の中でも「地域主導の公園利用ルールづくり」が挙げられていることから、地域の実情に応じた運用として可能ではないかと考えられる。②分割利用は手法としては有効であっても、草津市には小規模な児童遊園が多いことから、分割利用が可能な広さを持つ児童遊園は少ないことが予想される。③対応年齢層の異なる複数の児童遊園については、本調査研究のアンケート調査の結果、57%が「児童遊園ごとに異なる遊具を設置する」を選択しており(図 3-2)、国土交通省においても「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」において「遊具の選定については、地域の年齢構成、遊び場の分布、利用状況などを調べて地域ニーズを踏まえた上で、利用する子どもの年齢構成に応じた遊びの形態を想定し、種類や規模などを決定する」としていることから、今後整備する際には検討していくべきであると考ええる。

なお、遊具の選定については、児童遊園の遊具は対象年齢を3歳から12歳とするものが多いが、滋賀県HP等を確認したところ、近年は3歳未満の未就園児向けの遊具の設置事例も現れており、アンケート調査においても希望する意見があった。一方で「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)」では、遊具の利用者を幼児から小学生としており、3歳未満の乳幼児は「常時保護者とともに利用することを前提とする」とされていることから、整備を進めるにあたっては慎重に検討すべきであると考えられる。

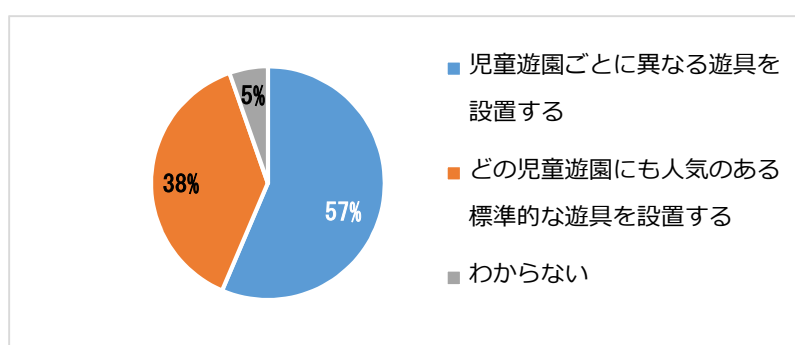


図 3-2 児童遊園に設置する遊具の種類

(2) 売却

草津市では、一定規模以上の宅地開発において、都市計画法および関連条例により、開発事業者には児童遊園等の設置と寄付を求めている。開発許可に基づく児童遊園および集会所用地を、売却や有償貸付の対象とすることについては、開発許可時の条件に適合

しなくなった場合に都市計画法等に違反する可能性があるのではないか、また、寄付された土地の売却や有償貸付は信義則に反するのではないかという懸念があった。このため、売却および貸付の事例調査を行ったところ、4市の売却事例が見つかった(表 3-1)。

表 3-1 集会所用地等の売却事例

No	自治体名	寄付当初の土地の用途	方針等
1	大津市	開発宅地の防火水槽用地の未利用部分	売却先募集中
2	高松市	元集合合併浄化槽用地	売却先募集中
3	広島市	開発宅地の広場	売却先募集中
4	倉敷市	保育所建設用地、幼稚園建設用地	売却済

また、草津未来研究所が草津市の顧問弁護士に相談したところ、図 3-3 の見解が得られ、開発許可により草津市に帰属した土地であっても売却や転用に法的な問題はないことがわかった。

①開発許可により設置された公園および集会所用地を転用、売却、貸与することの都市計画法その他法令上の問題について

「公園等の用地を行政財産の用途廃止をした上で普通財産として地方自治法の手続に従って売却することは可能である。また、集会所用地については、もとより普通財産であり、地方自治法上の手続に従って売却することは可能である。当該公園等の用地を売却等することは、開発許可時の市の条例に反することにはなるが、開発行為は既に完了しており、その後の事情の変化に対応して、市が普通財産として他の行政目的のために売却等することは違法ではない。」

②転用、売却、貸与に対する寄付者の同意の必要性について

「開発行為の完了により公共施設として設置された土地の所有権は市に帰属し(都市計画法 40 条 1 項及び 2 項)、所有権移転に転用禁止等の附款が付されているわけではないから、市の政策的判断に基づき処分することは可能であり、寄付者の同意を要しない。」

③寄付者からの土地の返還要求などのリスクについて

「開発行為の完了により確定的に公共施設として設置された土地の所有権は市に帰属しており、寄付者からの返還を求められる理由はない。周辺住民が住民監査請求ないし住民訴訟を提起することは考えられるものの、当該土地の処分が直ちに違法の評価を受けるものではないと考えられる。」

④「草津市開発行為の手続および基準等に関する条例」第 8 条で公園の最低面積を 150 m²とすることと一定規模以上の開発に集会所を設置することを定めていることについて

「開発行為に伴い、申請者に集会所の設置を求めておきながら、それを市の事情で廃止することは『草津市開発行為の手続および基準等に関する条例』第 8 条の趣旨に反する面がある。しかしながら、集会所用地自体は普通財産であり、普通財産の処分自体は、市の行政目的により決せられるべきであるから、原則として、その処分は違法の評価を受けるものではない。」

⑤土地が任意で寄付されたものである場合の①から④について

「開発許可により設置された場合と異ならない。対象となる土地が住民の任意の意思で寄付された場合であっても、当該贈与契約において、利用方法の制限等の附款が付されていなければ、市による普通財産の処分を制限する法的拘束力はない。したがって、市は寄付された土地等を任意に処分することができる。」

図 3-3 集会所用地等の売却に関する見解

草津市公共施設等総合管理計画では、市政全体を見渡したうえで、利用需要等に適した公共施設等の配置と保有量の適正化の両立を図る「公共施設等の最適な配置」の実施や、費用対効果等の観点から維持していくことが難しいと判断された公共施設等については、廃止や譲渡の検討を行うとしている。

多くの町内会で未建設の集会所用地の維持管理が負担となっており、既に集会所がある町内会の一部には、未建設の集会所用地を不要と考えているところもある。また、アンケート調査実施時点では、集会所が未建設の町内会で、未建設の集会所用地に集会所を建設する意向を持っている町内会はない。ほぼ使用されていないと思われる児童遊園についても、一部の町内会は廃止を希望している。さらに、子育て世代においても、利用できない状態にある児童遊園については廃止もやむを得ないとの意見がある。このような児童遊園や集会所用地は廃止や譲渡の検討を行う対象であると考えられる。

(3) 情報公開による利用促進

ボール遊び禁止の情報や児童遊園に設置されている遊具や設備の情報は、現状では草津市のホームページで公開されていないが、本調査研究のアンケート調査では74%が、児童遊園の情報をインターネットで調べられるようになれば活用したいと考えており、オープンデータの提供による情報公開なども児童遊園の利用促進に有効であると考えられる。

(4) 配置の適正化

草津市の児童遊園 1 箇所当たりの世帯数は、17 世帯から 594 世帯と地域によって大きな差があることがわかった。これは、開発許可を受けた宅地や世帯数の少ない集落の町内会は児童遊園の数に比較的余裕がある一方で、開発許可制度に基づかない古くからある市街地や人口密度が高い地域は世帯数に対して児童遊園が少ないことが要因の一つであると考えられる。

少子化が進む現代においても子育て世代には児童遊園が必要とされている。自宅近辺の児童遊園を利用する人だけではなく、遠方の児童遊園を利用する人にも、自宅近くの児童遊園に対するニーズがあることが今回の調査でわかった。1 歳以下の子どもの保護者については、他の年齢の子どもに比べて児童遊園の利用頻度が高く、利用目的における「自身の気分転換」の割合も比較的高いことから、保護者にも児童遊園が気軽に立ち寄れる場として必要とされていることがうかがえる。

「第 3 次草津市みどりの基本計画(2021 年)」では、市民 1 人あたりの都市公園などの面積を、現況の 6.4 m²から 7.0 m²に引き上げることを目標としている(図 3-4)。これには、児童遊園も含めた公園の面積を増加させる必要があることから、利用されていない児童遊園を廃止するだけでなく、新たな設置も検討すべきである。

これらのことから、新たに設置を検討する際には児童遊園が不足していると感じる人の多い地域に児童遊園を設置し、大規模な公園が少ない地域には大規模公園を設置するなど、市内全体の配置バランスを検討すべきであると考ええる。ただし、開発宅地は、分譲時は子育て世代が多く児童遊園の利用者も多いが、子どもの成長とともに利用者が減少し、やがては高齢者世帯の増加により利用者が少数になると考えられることから、検討にあたっては世帯数に加え、子どもの人数の変動も考慮することが必要である。

また、2016 年に都市計画法施行令が改正され、公園の設置基準が緩和されたが、集会所用地についても、必要性が低い地域では、設置を免除したり、不足する公益施設への代替利用を可能にしたりするなど、地域の実情に応じた運用ができるよう、設置基準の見直しを検討することも考えられる。

市民1人あたりの都市公園などの面積について、現況では6.4㎡/人ですが、7.0㎡/人の確保を目標とします。また、将来的には10㎡/人の確保を目標とします。				
	現況 令和3 (2021)年	中間年次 令和9 (2027)年	目標年次 令和14 (2032)年	長期的目標 令和23 (2041)年
都市公園面積	81.4ha	87.3ha	89.6ha	105.7ha
児童遊園面積	10.0ha	11.1ha	12.3ha	14.0ha
面積合計	91.4ha	98.4ha	101.9ha	119.7ha
人口(人)	143,400	146,440	146,880	143,000
市民1人当たり 都市公園などの面積	6.4㎡/人	6.7㎡/人	6.9㎡/人	8.4㎡/人

出所：第3次草津市みどりの基本計画より引用

図3-4 市民1人あたりの都市公園などの面積

2 維持管理について

(1) 他自治体との比較

草津市では、街区公園と児童遊園の除草、清掃、低木のせん定および巡視などの日常的な維持管理は地元の町内会に委ねられている。一方で、高木のせん定や巡視時に見つかった遊具の不具合箇所の修理などは指定管理者が行っている。これらの日常的な維持管理の実施状況に関して、表1-2に記載されている市に対し、2024年8月に電話で聞き取り調査を行った(表3-2)。

表3-2 日常的な維持管理の実施状況

No	1	2	3	4	5	6	7
自治体名	草津市	A市	B市	C市	D市	E市	F市
人口密度(人/㎢)	2,870	2,386	2,317	2,426	2,586	1,958	1,929
児童遊園と街区公園の合計面積(㎡)	223,100.66	333,069.95	274,816.87	167,408.60	160,830.84	151,548.00	138,778.08
人口1人あたりの児童遊園と街区公園の合計面積(㎡)	1.60	1.49	1.89	1.46	1.43	2.11	2.24
町内会による除草の対象面積(㎡)	223,100.66	28,269.95	274,816.87	0.00	45,130.84	151,548.00	0.00
人口1人あたりの町内会による除草の対象面積(㎡)	1.60	0.13	1.89	0.00	0.40	2.11	0.00

※「町内会による除草の対象面積」は「児童遊園と街区公園の合計面積」のうち、原則として町内会等のみが除草等を行う面積である(C市は夏季の除草を市が実施し、140,000㎡については、夏季以外の除草を町内会が実施しているが本表では0.00㎡としている)。人口密度、面積の数値は、公開資料や聞き取り調査の結果を基に草津未来研究所が作成したものである。

児童遊園については、すべての市で町内会等が日常的な維持管理を行っており、街区公園については、草津市を含む4市で町内会等が日常的な維持管理を行っている。草津市の町内会が児童遊園の維持管理で苦慮しているのは、除草や樹木の下草刈りなどであるが、除草などが町内会等の維持管理作業に含まれているのは草津市を含む7市のうち5市であった。2市については年に2、3回ほど市が業者に除草作業を発注している。町内会等のみが除草を実施している5市では、市民1人当たりの除草対象面積が、0.13 m²から2.11 m²までと幅があることがわかった。除草面積が2.11 m²と最も大きいE市では、維持管理をボランティア団体である公園愛護会が行っている。近年は公園愛護会の担い手がいない公園も出てきており、これについては市が維持管理を行っている。このように、町内会で除草作業が実施困難な場合、市が実施している事例のあることがわかった。また、町内会による日常的な維持管理の実施が困難になったことから、複数の借地の児童遊園を廃止した市もある。

(2) 草津市による維持管理

草津市では、児童遊園だけでなく、未建設のものも含めた集会所用地についても、町内会が日常の維持管理を担っている。約4分の3の町内会では、住民による一斉清掃および町内会とその関連団体による維持管理作業の両方が実施されているが、一斉清掃への住民の参加率は高い。また、45%の町内会では維持管理が困難になりつつあるものの、管理が十分ではないと考えている町内会は一部にとどまっていることから、現状の町内会による維持管理体制は概ね良好に機能していると考えられる。

しかし、除草作業については身体的負担が大きいため、高齢化の進んだ町内会には、実施が困難であるとの意見もあり、高齢化がさらに進むことで、除草などの一部の作業を実施できない町内会が現れる可能性がある。「第3次草津市みどりの基本計画(2021年)」策定に際し実施した意識調査では、小規模な公園の維持管理については、「市が管理」という回答が半数を超えている一方で、近隣住民や町内会、ボランティアなど地域が主体の管理も合計で40%以上となっている¹⁷。市による維持管理の実施は、ライフサイクルコストの一部である維持管理費の増加を招き、草津市公共施設等総合管理計画の「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に逆行することになる。このため、住民ニーズへの対応、売却、公園アダプト、利用の活性化などの手法により、地域の維持管理の負担軽減や維持管理作業の担い手の増加を図ることが重要である。これらの手法によっても維持管理の負担軽減ができない場合や今後の地域社会の状況の変化によっては、維持管理における実施困難な作業を市が実施することについて、草津市公共施設等総合管理計画など、他計画との整合を図りながら検討を行うことも考えられる。

¹⁷ 「第3次草津市みどりの基本計画」(2021年)P32 参照。

(3) ボランティア団体による維持管理

草津市では、児童遊園の維持管理を地元町内会に委託しており、金銭の支給や機材の貸し出しなどの支援を行っているが、ボランティア団体である公園愛護会が維持管理の主体となっている自治体も存在する。公園愛護会は 1961(昭和 36)年に全国に先駆けて横浜市が公園愛護会制度を創設し、1962(昭和 37)年には「都市公園の管理の強化について(昭和 37 年 5 月 7 日付建都発第 117 号)」において「場合によつては、公園愛護団体を結成する等の方法を講じて、一般の啓蒙に努めること。」と要請されている。公園愛護会は公園周辺の地域住民により構成され、自治体の定めた維持管理活動を行い、自治体は公園愛護会活動に対し報奨金の交付や資機材の支給などの支援を行う。

公園愛護会に類似するものとして公園アダプトがある。公園愛護会が町内会などの地縁組織を主たる母体としているのに対して、公園アダプト制度では、地縁組織の他に地元企業や各種ボランティア団体、同好会、家族・友人グループなど多種多様な参加がみられる。その活動内容は、公園愛護会活動と同様に清掃、除草、花壇の世話などが中心であるが、公園における直接的な活動だけではなく、清掃で集めたゴミ処理を地元企業が行うなどの間接的な参加も行われている。自治体の支援としては、用具や機材などの提供・貸与が多く、助成金などの資金的な支援はほとんどない(土堤内 2009)。また、活動内容は自治体との協議によって決める形が多い。これらの名称は法令による定義がないため、必ずしも厳密な使い分けがされてはおらず、構成員の要件や活動内容も自治体により異なる。

公園愛護会などをサポートしている「みんなの公園愛護会」は、ホームページで公園愛護会を取材し紹介しているが、紹介事例には公園愛護会、公園ボランティアおよび公園アダプトの 3 種が含まれている。2024 年 12 月 5 日現在で、公園愛護会などによる公園の維持管理事例は 73 件紹介されている。公園ボランティア等による維持管理を検討することは有効であると考えるが、公園ボランティアの制度には私物化に該当する事例もあった(国土交通省 2022a)ことから、検討にあたっては、行政がルール作りや運営の確認を行うことも検討すべきであると考える。

草津市ではボランティア団体や NPO 法人などの活動の輪が広がるなど、市民活動の気運が高まりつつあり(草津市 2022c)、複数のボランティア団体が公園や道路などの公共施設の除草や清掃などを行っている他、市道の美化活動を行うボランティア活動として「草津市『みち』サポーター事業」¹⁸が実施されている。児童公園や集会所用地の維持管理についても、ボランティア活動などに参加する可能性がある市民の存在が期待できる。

¹⁸ 草津市 HP : 「草津市『みち』サポーター事業」

<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/doro/michisupporter.html> (2024.12.18 閲覧)。

公園愛護会は地域住民で構成され、現在町内会が実施している維持管理作業と同様の作業を実施するのに対し、公園アダプトは構成員の条件はなく法人等でも可能であり、活動内容も協議により決定する。町内会に代わって地元住民の有志による公園愛護会が維持管理を実施する形態や、町内会による維持管理を主体としながら、公園アダプトが維持管理作業を追加して実施する形態などが考えられる。公園ボランティアは、町内会と連携することにより活動の充実が期待できる(堅田・武藤・室田 2014)ため、草津市が町内会と公園ボランティア等との連携を支援することが有効であると考えられる。

3 利活用の活性化

Google によるインターネット検索(2024 年 8 月 7 日実施)および新聞記事検索(2024 年 5 月 10 日、8 月 7 日、12 月 10 日実施)により、児童遊園および空地等の利活用について調査したところ、以下の事例が見つかった。草津市の児童遊園に相当する小規模公園の事例は複数あるものの、未建設の集会所用地の事例であることが明らかなものはなかったが、開発要綱に基づき市に提供された用地や空地の利活用事例が見つかった。

①「マルシェ」の実施

広島市では「公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業」により、草津市の住宅地にある児童遊園と同程度の小規模公園での「マルシェ」¹⁹を実施した。町内会・自治会等が管理可能な規模・用途の公共施設を対象に、施設の利用に係る規制を緩和し、住民主体のにぎわいづくりと地域コミュニティの活動財源確保の両方を実現する活動を支援する事業で、具体的には、(i)物品販売等を主目的とする営利活動、(ii)自動販売機の設置、(iii)公園改良の提案の3つについて規制緩和を行い、収益は町内会等の活動費に充てることができる。

当事業の開催地は住宅地に設置された小規模な児童遊園であり、集客力のあるイベントを実施し、出店料を町内会の収益としていることから、市内における似たような状況の児童遊園でもイベントの開催が可能な事例として参考にできると考えられる。

②キッチンカーやオープンカフェの出店

福岡市では、繁華街における飲食店の不足に対応するため、ビルの公開空地²⁰を活用し、日常的にキッチンカーやオープンカフェを出店できるよう規制緩和を行った。売上の一部をまちづくり協力金として、清掃活動等で使用している。

¹⁹ 手作り品の販売やオープンカフェなどを行うイベント。

²⁰ 建築基準法第 59 条の 2 に規定する歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地

この事例では、民間施設に設けられたオープンスペースである公開空地の規制を緩和し、商業利用を可能にすることで、市民ニーズに対応しつつ、収益の一部をまちづくり活動に活用している。規制緩和によるにぎわいの創出の事例としても参考にできると考えられる。

③公園の利用ルールの見直し

千代田区では、公園・児童遊園において手持ち花火の使用を可能としたところ好評であったことから、公園・児童遊園等の整備方針を改訂し、使用可能な児童遊園等を増やす他、ボール遊びなどについては、場所や日時を限定して実施可能としていたが、その拡大を図った。

この事例は利用ルールの見直しにより利用者の希望に対応したものであり、公園機能の再検討やローカルルールなどの検討において参考にできると考えられる。

④市民ニーズに沿った活用

豊島区では、実現してほしい事業の提案を区民から募集する「区民による事業提案制度」により、「公園の日陰化」や使用されていない道路用地などを活用する「未利用地の有効活用」などの事業を予算化した。また、上尾市では、公園の大型遊具のリニューアルにあたり、遊具の選定を市民の投票により決定した。

これらの事例は児童遊園や空地の整備や利用について、市民が意見を述べる機会を設け、市民ニーズへの対応を行ったものである。

⑤菜園としての活用

北九州市では、未利用市有地を地域の自治組織に花壇や菜園として無償で貸付を行う「ふれあい花壇・菜園」事業により、街なかの緑を増やすとともに、高齢者の生きがい・健康づくりなどを進めているおり、貸出希望があった土地は市が菜園などに整備している。また、横浜市では、市有の約 60 箇所の空き地の利用方法を募り、「コミュニティーガーデン」として芝生や菜園を整備した。

これらの事例は未利用地の転用による活用事例であり、その用途は本調査研究のアンケートでも希望のあった、ガーデニングや菜園となっている

⑦憩いの場としての活用

北九州市では駅前商店街にある空き地を芝生広場に変え、憩いの場とする社会実験を実施し、街路を居心地が良く歩きたくなる空間に再構築する「ウォーカブルなまちづくり」に向け、未利用地活用のニーズや可能性を調査した。

本事例は駅前の空き地を憩いの場に変える社会実験であるが、草津市においても、官民連携プロジェクトにより、草津駅前の市有地を、ウォーカブルなまちの回遊拠点と

なるナチュラルガーデンと商業施設に整備した実績があることから参考になると考える。

⑧開発による公共用地の転用

横浜市は、主に市宅地開発要綱に基づき市に提供されたものの利用目的が決まっていない住宅街の公共用地からなる小規模な土地の利用調整機能を、市役所から区役所に移管し活用を促進した。なお、活用例として、花壇や菜園、防災器具置き場、倉庫、駐車場などを想定している。

この事例は開発により整備された公共用地の転用を促進した事例であり、転用する用途も本調査研究のアンケートの回答と同様の用途が挙げられている。

⑨公園アダプトによる維持管理

大崎市では、公園に展示されている老朽化により解体されることになった SL を、地元住民が保存団体を設立して、市の支援を受けながら保存を進めている。

この事例は市による維持が困難となった公園設備を、地元住民による公園アダプト団体が維持することで保存が可能となった事例である。

これらの事例は草津市に適用できるものばかりではないが、市民ニーズへの対応や転用など、いずれも参考にできると考える。なお、草津市では集会所用地を町内会の倉庫の設置場所として活用している事例や、隣接する児童遊園と一体的に利用している事例がある。



図 3-5 倉庫の設置



図 3-6 児童遊園との一体利用

4 まとめ

今回実施したアンケートにより、子育て世代が児童遊園を自宅近くに必要とするだけでなく、未就園児から小学生までの発達段階に応じた遊び方への対応を求めている一方で、少子高齢化により子どもの割合が低下している中、地域社会では児童遊園に対し、大人も楽しめる機能が求められていることがわかった。

未建設の集会所用地や利用の少ない児童遊園を持つ町内会には、これらを他の用途に利用したいとの意見もあり、その用途も、隣接する児童遊園との一体化や、大人も楽しめる空間とすること、ペットとの利用等、様々である。このような住民ニーズに対応することで児童遊園や未建設の集会所用地の利活用が促進され、住民の維持管理への参加意識が高まる効果が期待できると考えられる。

町内会が総出で行う児童遊園や未建設の集会所用地の維持管理への参加率は高いが、高齢化率が進んでおり、45%の町内会では維持管理に課題を抱えている。しかしながら、子育て世代の大半は維持管理に参加していない。子育て世代には、維持管理が不十分な児童遊園や未建設の集会所用地は廃止もやむを得ないとする意見がある一方で、積極的に維持管理を行い児童遊園の改善を図りたいとする意見もある。このような意見については、従来の町内会を単位とする総出作業に追加して維持管理作業を行うことになるため、公園アダプトなどのボランティア団体の導入が有効であると考えられる。また、大半の町内会が除草や樹木の下草刈りに苦慮しており、他市では、町内会が実施困難な場合、市が実施している事例があるが、草津市の公共施設の維持管理の方針とはなじまず、今後の地域社会の状況の変化によっては検討することもありえる。小規模公園や空地の利活用促進事例も様々であり、草津市でも参考にできると考えられる。

草津市財政規律ガイドラインでは、十分な利活用が望めない児童遊園や集会所用地などの未利用財産について、処分や貸付等による利活用を検討することが定められている。しかし、草津市の児童遊園は地域によって大きな差があり、1児童遊園当たりの世帯数には最大で約35倍の開きがある。アンケート調査では少数ではあるが、人口密度の高い地域や古くからある住宅地において児童遊園が不足しているとの意見も寄せられた。また、未建設の集会所用地についても、すでに集会所があるなどの理由により、集会所用地としての必要性が低い場合があるが、これも地域により状況が異なる。このため、廃止や処分の検討にあたっては施設の適正配置を考慮する必要がある。

おわりに

わが国では、人口減少や財政悪化に伴い、公共施設の長寿命化や統合、縮小、廃止などが求められており、草津市でも公共施設の適正管理に向けた取り組みが進められている。草津市は現在も人口が増加しており、利用度の低い児童遊園なども少数にとどまっているが、将来は人口減少に転じる見込みであり、少子高齢化は既に進行している。このため、人口減少を見据えた公共施設政策が重要と考えられる。

利活用の活性化や、施設の転用・再整備などの先進事例は多数存在している。これらの事例は、首都圏などの人口が増加傾向にある自治体と人口減少が始まっている自治体、大都市と地方都市など、自治体の特性が異なるため、採用には慎重な検討が求められる。売却の事例については、事例調査の結果は少数であるが、今後増加する可能性もある。

また、長期にわたり保有される公共施設は、人口構成や社会情勢の変化に伴い住民ニーズが変化し、当初の想定との乖離が生じることがあることがアンケート結果から見て取れる。なお、集会所のアンケートについては児童遊園とは異なり、町内会長を対象としたものしか実施しておらず、結果については、利用者全体の考えを表しているとは限らないことに留意する必要がある。

◎関係者一覧

○アドバイザー

高野 剛 立命館大学経済学部教授(草津未来研究所 運営委員)

○草津未来研究所

岡田 芳治	草津市総合政策部	理事(草津未来研究所担当)
角 一朗	草津市総合政策部	草津未来研究所 副所長
横江 美香	草津市総合政策部	草津未来研究所 統括研究員
前川 直成	草津市総合政策部	草津未来研究所 参事(主担当)
山本 裕美	草津市総合政策部	草津未来研究所 研究員

◎参考文献

- 一般社団法人みんなの公園愛護会・栢田里佳・跡部徹(2024)『推しの公園を育てる！公園ボランティアで楽しむ地域の庭づくり』
- 大津市(2019)『令和元年度包括外部監査結果報告書』
- 堅田 圭・武藤 嵩弥・室田 昌子(2014)「街区公園における公園愛護会の運営状態と促進条件に関する研究 横浜市都筑区を対象として」『都市計画報告集』12 巻 4 号 pp. 130-133
- 草津市(2021a)『草津市行政経営改革プラン』
- 草津市(2021b)『草津市公園施設長寿命化計画』
- 草津市(2021c)『第3次草津市みどりの基本計画』
- 草津市(2022a)『草津市公共施設等総合管理計画改定版』
- 草津市(2022b)『第2期草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)』
- 草津市(2022c)『第6次草津市総合計画基本構想』
- 草津市(2022d)『第6次草津市総合計画第1期基本計画』
- 草津市(2024)『草津市開発事業の手引き』
- 倉敷市(2021)『令和2年度包括外部監査結果報告書』
- 国土交通省(2014a)『公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について』
- 国土交通省(2014b)『公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針』
- 国土交通省(2022a)『第2回都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会議事要旨』
- 国土交通省(2022b)『都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版)』
- 総務省(2021)『子どもの居場所に関する調査報告書ー子どもの視点から見た公園の現状と今後に向けた提言ー』
- 高松市(2007)『平成19年度包括外部監査結果報告書』
- 土堤内昭雄(2009)「公園はだれのもの 公園における市民参加の現状と今後」『ニッセイ基礎研 REPORT』September 2009 pp. 130-133
- 広島市(2011)『平成22年度包括外部監査結果報告書』
- 広島市(2021)『公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業』の手引き(小さなエリアマネジメント)』

新聞

- 『日本経済新聞』西部夕刊 社会面 20 頁
「花・緑で住民交流、コミュニティーガーデン広がる、塩漬け公有地活用。」(2010年5月07日)
- 『読売新聞』西部朝刊 福岡 23 頁
「公開空地でキッチンカー 飲食店減の声受け 福岡市、利用規制緩和」(2023年5月10日)

『読売新聞』東京朝刊 都民 25 頁
千代田区 「花火 OK」公園拡大へ 整備方針決定 ボール遊びも」(2024 年 1 月 31 日)
『読売新聞』東京 東京朝刊 都民 2 30 頁
「豊島区民案 6 事業予算化『公園日陰化』など、総額 4300 万円」(2024 年 2 月 3 日)
『読売新聞』東京朝刊 埼玉 2 24 頁
「新遊具 みんなで投票 上尾の公園 市 HP に 4 案 25 日まで」(2023 年 5 月 23 日)
『読売新聞』福岡 西部朝刊 北九 27 頁
「無償貸し出し菜園オープン 北九州市 都市部の緑化を狙う」(2012 年 10 月 23 日)
『読売新聞』福岡 西部朝刊 北九 23 頁
「商店街空き地→芝生広場 黒崎駅前 北九州市が社会実験」(2024 年 11 月 24 日)
『読売新聞』神奈川 東京朝刊 横浜 28 頁
「市有地貸与がぐっと身近に 区役所が対応します 横浜市が今年度から」(2004 年 7 月 8 日)
『読売新聞』東京朝刊 宮城 2 26 頁
「SL『C58』残したい 大崎市が解体・撤去決定 市民団体が始動」(2021 年 2 月 17 日)

ホームページ

一般社団法人みんなの公園愛護会『公園愛護レポート』

<https://park-friends.org/c/posts/reports/>(2024. 12. 5 閲覧)

大津市『公募先着順方式による市有地売却の募集について』

https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/005/1204/g/nyu_kei/62673.html(2024. 6. 24 閲覧)

杉並区『公園でのボランティア活動(花咲かせ隊・すぎなみ公園育て組・みどりのボランティア杉並)』

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/s100/1617.html>(2024. 11. 12 閲覧)

高松市『市有財産売払いのお知らせ【先着順公募】』

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kurashi/sumai/miriyouchi/baikyaku.html>(2024. 6. 24 閲覧)

広島市『広島市有地の売却・貸付情報(管財課)』

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kanzai/164885.html>(2024. 6. 24 閲覧)

広島市『公園活用による地域コミュニティ活性化支援事業(小さなエリアマネジメント)』

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/mini-areamanagement/>(2024. 12. 18 閲覧)

◎参考資料

参考資料 1

子育て世代へのアンケート調査票および単純集計結果

本調査の対象である児童遊園とは、誰もが無料で利用できる公共の公園のことです。〇〇児童公園や〇〇児童遊園といった名称のものが多いです。また、中には遊具のないものもあります。

問 1 あなたの年齢を教えてください。
(①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代以上)

問 2 あなたの性別を教えてください。
(①男 ②女 ③その他 ④回答たくない)

問 3 お子様は何人ですか
(①1人 ②2人 ③3人以上)

問 4 最も年長のお子様の年齢を教えてください。
(①1歳以下 ②2歳 ③3歳 ④4歳 ⑤5歳 ⑥6歳(未就学) ⑦小1 ⑧小2)

問 5 あなたのお住まいの町内会名を教えてください。
()町内会

問 6 草津市の市有の児童遊園はその児童遊園のある町内会に日常の維持管理をいただいています。このことを知っていましたか。
(①知っていた ②知らなかった)

問 7 あなたの世帯のどなたかが、過去 1 年間に児童遊園の維持管理に参加した回数を教えてください。
(①なし ②1回 ③2回 ④3回 ⑤4回以上 ⑥わからない)

問 8 子どもと一緒に児童遊園を利用していますか。
(①している(問 9 へ) ②していない(問 16 へ))

問 9 問 8 で「①している」と回答した方に伺います。子どもと児童遊園を利用する頻度を教えてください。
(①週 4 日以上 ②週 3 日程度 ③週 1、2 日程度 ④月 2、3 回程度 ⑤月 1 回以下)

問 10 問 8 で「①している」と回答した方に伺います。子どもと児童遊園を利用する目的を教えてください。
(複数回答可)
① 散歩
② 子どもを遊ばせる
③ 自身の気分転換

()

問 14 問 13 で「ある」と回答した方に伺います。その理由を教えてください。(複数選択可)

- ①雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある
- ②老朽化や設計が古いなど安全性に不安がある
- ③子どもにとって面白い遊具がない
- ④自身の知人に会えない
- ⑤子どもの友達が集まない
- ⑥苦情や禁止事項が多い、年上の子どもが多いなどにより、子どもを遊ばせづらい
- ⑦児童遊園が狭い
- ⑧防犯上の不安がある
- ⑨近所の人や知人に会わずにすむ
- ⑩他に利用したい児童遊園がある
- ⑪ベンチやテーブルがない
- ⑫休憩所や樹木等、太陽光を遮るものがない
- ⑬その他()

一問 15 へ

問 15 問 14 で「①雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある」を選択した方に伺います。その児童遊園を今後どのようにしたらよいと考えますか。

- ①維持管理状況を改善する。必要ならば維持管理活動への参加が増えてもよい
- ②維持管理状況が現状のままで構わない
- ③維持管理状況が改善されないなら廃止になってもやむを得ない

一問 17 へ

問 16 問 8 で「②していない」と回答した方に伺います。その理由を教えてください。(複数回答可)

- ①子どもが児童遊園に行く年齢に達していない
- ②時間が取れない
- ③近くに利用できる児童遊園がない
- ④子どもが児童遊園に行きたがらない
- ⑤自身が児童遊園に行きたくない
- ⑥児童遊園以外の施設や場所を利用している
- ⑦その他()

問 17 草津市の児童遊園は、住宅の敷地に例えると 1、2 軒程度の大きさのものが多数あります。このような児童遊園に対しどのように考えますか。

- ①児童遊園の数が減っても規模を大きくする方がよい

- ④ 日光浴や外気浴
- ⑤ 自身が知人等と会話をする
- ⑥ ペットを遊ばせる
- ⑦ 子どもの社会性を育む
- ⑧ 子どもを植物や昆虫など自然と触れ合わせる
- ⑨ その他 ()

問 11 問 8 で「①している」と回答した方に伺います。普段よく子どもと一緒に利用する児童遊園の場所を教えてください。

- ①自宅に一番近い児童遊園
- ②一番近い所ではないが自宅からの徒歩圏内の児童遊園
- ③自転車や自動車等でないと行きづらい距離にある児童遊園

問 12 問 8 で「①している」と回答した方に伺います。問 11 で回答した児童遊園を選んだ理由を教えてください。(複数回答可)

- ①自宅から近い
- ②保育所等よく行く所から立ち寄りやすい
- ③児童遊園またはその近くに駐車場がある
- ④魅力的な遊具がある
- ⑤近くの児童遊園より広い
- ⑥ベンチやテーブルがある
- ⑦休憩所や樹木が太陽光を遮っている
- ⑧児童遊園内または近くにトイレがある
- ⑨自身が知人に会える
- ⑩子どもの友達が集まる
- ⑪雑草やゴミ等の維持管理状態がよい
- ⑫近所の人や知人に会わずにすむ
- ⑬その他()

また、可能であればその名称も教えてください。名称がわからない場合、「〇〇三丁目の児童遊園」、「〇〇神社の近くの児童遊園」などでも結構です。
()

問 13 問 8 で「①している」と回答した方に伺います。近くにあるにもかかわらず利用しない児童遊園はありますか。

- (①ある(問 14-問 15 へ) ②ない(問 17 へ))

また、可能であればその名称も教えてください。名称がわからない場合、「〇〇三丁目の児童遊園」、「〇〇神社の近くの児童遊園」などでも結構です

- ②今と同程度でよい
- ③児童遊園の規模が小さくなくても数が増える方がよい
- ④わからない

問 18 住宅の敷地 1、2 軒程度の児童遊園は設置できる遊具数が限られます。遊具についてどちらが好ましいですか。

- ①児童遊園ごとに異なる遊具を設置する。
- ②どの児童遊園にも人気のある標準的な遊具を設置する。
- ③わからない

問 19 現在、草津市の児童遊園は遊具の種類、ベンチやトイレ等の設備の設置状況が児童遊園ごとに異なります。インターネット等でこれらの情報が調べられるようになると、児童遊園の利用のために情報を活用しますか。

- (①活用する ②活用しない ③わからない)

問 20 児童遊園の利用について希望するものがあれば教えてください。(複数選択可)

- ①アート作品の展示などイベントに利用できるようにしてほしい
- ②花や木のある緑を楽しむ空間にしてほしい
- ③ベンチや休憩所、木陰などがある憩いの空間にしてほしい
- ④花火をできるようにしてほしい
- ⑤3x3 バスケ、スケボー等、スポーツができるようにしてほしい
- ⑥市民がガーデニングや野菜作りなどを楽しめるようにしてほしい
- ⑦ピオトープや野草園など自然を楽しむ空間にしてほしい
- ⑧フリーマーケットなど有料のイベントでも利用できるようにしてほしい
- ⑨移動販売車やキッチンカーなど営業目的でも利用できるようにしてほしい
- ⑩その他()

問 21 児童遊園について御意見があればお願いします。

単結集計項目 問1													
回答	10代	20代	30代	40代	50代以上								
回答数	0	52	304	103	7								
単結集計項目 問2													
回答	男	女	その他	回答したくない									
回答数	95	368	0	3									
単結集計項目 問3													
回答	1人	2人	3人以上										
回答数	250	191	25										
単結集計項目 問4													
回答	1歳以下	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳(未就学)	小1	小2					
回答数	97	60	48	48	52	39	57	65					
単結集計項目 問6													
回答	知っていた	知らなかった											
回答数	172	293											
単結集計項目 問7													
回答	なし	1回	2回	3回	4回以上	わからない							
回答数	317	42	32	15	20	40							
単結集計項目 問8													
回答	している	していない											
回答数	357	108											
単結集計項目 問9													
回答	週4日以上	週3日程度	週1、2日程度	月2、3回程度	月1回以下								
回答数	16	28	112	141	60								
単結集計項目 問10													
回答	散歩	子どもを遊ばせる	自身の気分転換	日光浴や外気浴	自身が知人等と会話をする	ペットを遊ばせる	子どもの社会性を育む	子どもを植物や昆虫など自然と触れ合わせる	その他				
回答数	151	342	31	50	18	3	67	135	2				
単結集計項目 問11													
回答	自宅に一番近い児童遊園	一番近い所ではないが自宅からの徒歩圏内の児童遊園	自転車や自動車等でないと行きづらい距離にある児童遊園										
回答数	197	93	67										
単結集計項目 問12													
回答	自宅から近い	保育所等よく行く所から立ち寄りやすい	児童遊園またはその近くにある駐車場がある	魅力的な遊具がある	近くの児童遊園より広い	ベンチやテーブルがある	休憩小屋や樹木が太陽光を遮っている	児童遊園内または近くにトイレがある	自身が知人に会える	子どもの友達が来る	雑草やゴミ等の維持管理状況がよい	近所の人や知人に会わずにすむ	その他
回答数	247	39	43	104	80	33	21	37	11	50	54	2	12
単結集計項目 問13													
回答	ある	ない											
回答数	86	265											
単結集計項目 問14													
回答	雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある	老朽化や設計が古いなど安全性に不安がある	子どもにとって面白い遊具がない	自身の知人に会えない	子どもの友達が来ない	苦情や禁止事項が多い、年上の子どもが多いなどにより、子どもを遊ばせづらい	児童遊園が狭い	防犯上の不安がある	近所の人や知人に会わずにすむ	他に利用した児童遊園がある	ベンチやテーブルがない	休憩小屋や樹木等、太陽光を遮るものがない	その他
回答数	38	24	43	2	5	8	29	8	0	13	6	12	21
単結集計項目 問15													
回答	維持管理状況を改善する。必要ならば維持管理活動への参加が増えてもよい	維持管理状況が現状のままでも残したい	維持管理状況が改善されないなら廃止になってもやむを得ない										
回答数	15	7	17										
単結集計項目 問16													
回答	子どもが児童遊園に行く年齢に達していない	時間が取れない	近くに利用できる児童遊園がない	子どもが児童遊園に行きたがらない	自身が児童遊園に行きたくない	児童遊園以外の施設や場所を利用している	その他						
回答数	40	7	32	5	7	38	11						
単結集計項目 問17													
回答	児童遊園の数が減っても規模を大きくする方がよい	今と同程度でよい	児童遊園の規模が小さくなっても数が増える方がよい	わからない									
回答数	134	234	54	44									
単結集計項目 問18													
回答	児童遊園ごとに異なる遊具を設置する	どの児童遊園にも人気のある標準的な遊具を設置する	わからない										
回答数	263	178	25										
単結集計項目 問19													
回答	活用する	活用しない	わからない										
回答数	346	42	78										
単結集計項目 問20													
回答	アート作品の展示などイベントに利用できるようにしてほしい	花や木のある緑を楽しむ空間にしてほしい	ベンチや休憩小屋、木陰などがある憩いの空間にしてほしい	花火をできるようにしてほしい	3x3バスケットボール等、スポーツができるようにしてほしい	市民がガーデニングや野菜作りなどを楽しめるようにしてほしい	ピクトブや野草園など自然を楽しむ空間にしてほしい	フリーマーケットなど有料のイベントでも利用できるようにしてほしい	移動販売車やキッチンカーなど営業目的でも利用できるようにしてほしい	その他			
回答数	33	189	318	135	86	0	92	60	77	34			

自由記入回答

問 10 その他

親子共に体を動かし体力をつけるため	サッカーの練習
-------------------	---------

問 12 その他

実家に近い	近くにないため
開けていて雰囲気がい	犬を連れて散歩できる
歩きたい	人が少ない
木々や花などがある	近所に児童遊園がない
ボール遊びができる	自然豊か
他と違った樹木があり、グラウンドや遊具もあって子供が自然を使って遊べるから	子供の背丈に触れられる植物が多くあり子供に良いと思うから

問 13 児童遊園名

矢橋町の堤防沿いの公園	水田公園
南平公園	分からない
馬池南児童遊園	青地町 3 丁目
平井五丁目五ノ坪児童遊園、平井馬田児童遊園	新浜上川中第二児童遊園
第 2 保育園の近く	野路岡田児童遊園
新浜上屋敷第一児童公園	わからない
片岡東の団地の公園	駒井沢公民館の近くの児童遊園
追分の児童遊園。家から 1 番近い所。	野村北公園
野路荒田第二児童遊園	野路片原児童遊園
下笠の児童公園	さわ公園
矢橋町鉛筆公園 物騒だから	平井西公園
ケーズデンキの近く	穴村公園
上笠四丁目目下熊川児童遊園	南笠新毛第二児童遊園
色々	ベルヴィ南草津2番館近くの公園
若宮神社	下笠衣田児童遊園
老上小学校近くの児童遊園	九反田公園
野村セントラルパーク?	名前分からない
橋岡第二児童遊園	ヤクルトに前の公園
エイスクエア近くの公園	わからない
花ノ木団地内の公園	パロー南草津店の東
追分 3 丁目の三角公園	パローの東側の健康器具のある児童遊園
追分鴨田児童公園	馬池北公園、上北池公園など

中堂公園	東矢倉 4 丁目
東草津の滑り台と鉄棒だけの公園	南笠東 3 丁目の遊園
西一軒干場第三児童遊園	草津駒坂児童遊園
新浜上屋敷第三児童遊園	たんぼぼ公園
線路沿いの細長い児童遊園、若宮八幡宮近くの公園	追分 3 丁目らへん
湖岸沿いにある	野村病院の前
南草津団地内の野路町付近の公園	下出会館の公園
若草東児童遊園	どこにあるか把握していない所もある
駒井沢公民館の近く	平井西町
追分グラウンド近くの公園	野村東公園
野村東公園	トヨペット近くの公園、さわ公園
野村東公園	乗誓寺の近くの公園
追分丸尾第二児童遊園 追分丸尾第三児童遊園	はさまこうえん
全く利用しないわけではないが、大路へう田児童遊園は工事で降遊ばなくなった	追分町グラウンドの横の公園
矢橋綿帆島	東草津の児童遊園
イオンの裏の公園	花ノ木団地の児童遊園
分団集合場所の公園	帰帆島公園
新田西児童遊園	南公園(老上中のそば)
de 愛ひろば	追分中尾第二児童遊園
名称分かりません	五条町のふれあい広場
第三保育所の裏あたりにある公園	若草3丁目にある滑り台とブランコ？だけの公園

問 14 その他

車で行くには駐車場がなく、歩いていくには車通りが多く危ないので行きづらい	たぶんあると思いますレベルですので名称も分かりません。
遊具がなく、砂場とベンチしかない。喫煙所として使われていて、タバコの吸い殻も多く子供を遊ばせられない	3 歳までは適した遊具だったのでよく行っていたが、3 歳以降の子供には物足りなく面白みがないため
民家と裏山に挟まれており、足が向かない	犬と一緒に入れない
鉄棒を設置して欲しい	3 歳までの子供が遊べる遊具がない
真横の若宮八幡宮敷地内と思われるところの大きな木が太陽光を遮り、子供が好きな滑り台や砂日当たりが悪い	草津駅側から de 愛ひろばに行く道が、歩道がなく危ない。車の往来が多く使いづらい。
駐車場がない	新幹線の音がうるさい
スズメバチの巣があると案内がある	除草剤(ラウンドアップ?)を使っている。安全面に懸念
そもそも遊具が一つもない	遊んでいると近所の人が睨みつけてくる
子どもが大きくなったことも一因	ほとんど使えないようになっている
駐車場がない 車でないと行けない	道路に近くボールが使えない、凹凸があり自転車の練習ができない

最寄りで十分

問 16 その他

横断歩道のない道路を通過するため、子供二人を連れていくのが危ない。結局、車で大きい公園に行っている。	小さい頃は児童遊園にある遊具で遊んでいたが、徐々に遊具では遊ばなくなった。
遊具がない	引っ越してきて間もないため
小さいときは利用していた。	出あい広場にお散歩は行っております。
遊具が少ない	存在を知らなかった
低年齢の遊具がない	子供だけで行って遊んでいる
公園が整備されていないので、行きたくても行けない	

問 20 その他

常に草刈りがされている状態であってほしい。	犬が入れるようにしてほしい。守山などにまで足を運んでいる。
1 つでも良いので、小さな公園にも遊具がほしい	野村東公園はトイレもあるが、暗く古く使いたいと思えない。雑草が生い茂っている頻度が高い。
自転車やキックボードで遊べる公園があると嬉しい	大人も使える健康遊具がほしいです
子どもが遊ぶことを第一優先に大人の楽しみは二の次にしてほしい。	ボールを使えるようにしてほしい。ストライダーを使えるようにしてほしい
駐車場がほしい	ボールを使わせてほしい
サッカーなどのボールを使ったスポーツの練習ができるようにしてほしい	糞問題や小さい子が遊ぶので、犬などのペットは利用禁止にしてほしい。
子どもがサッカーや自転車で走れるような広さがほしい	管理物やイベントを増やさなくて良いので、今の数を維持して欲しい。
ブランコなど子どもに人気のものを置いてほしい	東山道公園のような芝生エリアは、人工芝生にしてほしい。
遊具を増やしてほしい。	ボール遊びは解禁してほしい。
全天候型の遊び広場	とにかく遊具を充実
ボール遊びなど禁止事項が多いので、減らして欲しい	水遊びできる場所が欲しい
大型遊具が欲しい	インクルーシブな乳幼児でも遊べる遊具を設置してほしい
小さい子連れの人が安心して休めたらよい。	自転車の練習が出来る公園内の疑似道路がほしい
マンション住まいなので手持ち花火をさせてあげられないことが悲しいです。花火可能な公園があると子ども間	水道設備があるが水が出なくなっている。プッシュ式の数秒で止まる蛇口に変える等して出して欲しい。
17 時に閉まるので行けない。夏に仕事帰りに連れて行ってあげたい。	トイレが欲しい
子供が安全に遊べることを最優先にしてほしいです。小さな公園でのイベントなどは望みません。	子供にわかりやすい草木(ひまわりやチューリップなどだと会話がしやすくなります)
ボール遊びができる	自転車の練習ができる場所がほしい

問 21 意見（一部固有名詞を〇〇に置き換えている）

近くに児童遊園がないので大きな児童遊園を作るとしたら駐車場を作って欲しいです。	出あい広場の区間拡張で公園が新設され、子どもが遊べる年齢に達すれば利用したいと考えております。
幼稚園児も届く低い鉄棒があると嬉しい	近くにないので行かない
子供が小さいので、大きいお子さんが硬いボールで大勢で遊んでいたりと怖いので帰ります。ボールで思い切り遊べるところと、そうでないところを分けて頂けるともっと気軽に安心して遊ばせられます。ボールで遊べるところがないのも、不慣れだと思います、	維持管理コストがかかっている割にあまり利用されてないところは、キッチンカーや移動販売車や露店がくることもオッケーにしてもらうといいと思う。合わせて、ベンチ・木陰もあるといい。植込みなど、維持管理コストのかかるモノは慎重に考慮すること。
雑草が凄くて遊びたくても遊べない公園もあるので、ちゃんと管理してほしい	地面がコンクリートの公園は無くして欲しい
守山の?魔堂公園や矢橋帰帆島にあるような安全なアスレチック施設が欲しい。レゴランドジャパンのホテル内でも設置できていました。子どもたちだけが入って登ったり降りたり、親は周りのベンチで見守れる、そんな遊具があれば本当に嬉しい。	ボール禁止の公園が多いが、ルールを無視して遊ぶ小学生が多い。小さい子どもにもボールが当たることもあってすごく怖かったので、ボールで遊んでいい公園を作って欲しい。フェンスをするなどして、遊具で遊んでいる子どもに当たらないようにしてほしい。
一部でも良いからボールを使えるようにしてほしい	子どもが走り回ったり、ボール遊びができる空間になると嬉しいです
駐車場のある公園、商業施設の中、琵琶湖沿い、などの場所に大きめの公園がもっとあったらいいと思う。遊具はそんなになくてもよくて、広大な芝生のような場所がいいと思います。	近くの三ツ池公園など遊具がどんどんなくなっていくので困ってます。鉄棒など一般的なものがある公園が夏は涼しい木陰や水遊び場があるような場所にもう少しあればいいと思います
夏は遊具が暑すぎて2ヶ月ほど全く遊ばせませんでした。遊具の上に屋根や木を植えて欲しい。今の子供は夏が暑すぎてどこでも遊べなくて可哀想です。室内遊具などで遊べる施設なども増やして欲しい。	滑り台など大型の遊具が点検のため使用中止になっている場合、どのくらいの間使えないのか、使用再開の目処をはっきり示して欲しい。帰帆島公園を早く直して欲しい。
築山は不要です。全面人工芝がいいです。築山も人工芝で覆って貰えたらそり遊びもできます。もう少し大型遊具を増やして欲しいです。	大人が必ず着いているので大人も休めるようなベンチとか日陰などがあればいい。
遊具の修理対応について、色々ご事情があることと思いますがなるべく速やかに対応してもらえると嬉しいです。	児童遊園がたくさんあるおかげで、今日はどこに行こうかと子どもと楽しんでます。
バーベキューが出来るようにしてほしい	大人も使える健康遊具を希望します
ボール遊びができるスペースを区切って作って、大きい子も小さい子も安心して遊べるようにしてほしい	町内会での維持管理の範囲を超える雑草が生い茂っている。町内会だけに維持活動を丸投げするのはナンボなんでも酷いと思う。
鉄棒のある公園が周りにほとんどなく鉄棒の練習をする機会がない。鉄棒を増やしてほしいです。	タバコ、酒缶、お菓子のゴミなど、子どもに触ってほしくないゴミが多く、それらを捨てるためのゴミ箱のようなものがあると助かります。
遊具を増やして欲しい	他府県のように面白い遊具があると子供は喜ぶ
トイレや手洗い場、影があって座れる場所がほしい	南草津駅近くにもっと遊具のある公園が欲しいです
どの程度のボール遊びをしてもいいのかわかりにくい。公園が少ない。	砂場遊びが好きな子どもが多いので砂場がどこにでもあれば嬉しいです
色々な面であまり安全に利用できるイメージがないのでキラリエや市役所のような管理された遊び場が増えてほしいです。あるいは出会い広場のような管理された大きな公園の方がうれしいかもしれません。	新しくできた児童遊園でも遊んでいる人をほぼ見ないので、規模を大きくして魅力的な遊具を置いたり、走り回れるくらい広い公園を作った方が良い気がする。小さい公園はあまり需要がないと思う。

小学生の低学年くらいの子供が思いっきり遊べるような環境が少なすぎるように感じる。乳児、幼児への配慮、老人への配慮はあるのにおかしいと思う。個人的には老人だけが使っている施設は減らして子どもがもっと自由にのびのびと遊べるような環境を作るべき。大人への誘致はもっと別の観点から行き集客等も抱き合わせて考えた方がよいのでは？	〇〇は児童が少ないながら公園利用者あるのですが、自治会が利用者がいないと言いつヶ月弱、刈った草を遊具に干し公園を立入禁止にし大変困惑しました。さらにシャベルで掘り返し地面がボコボコになって一歳時を歩かせるのとつまづいてしまい困ってます。釜も放置されて不満です自治会に申しましたが改善されません。介助をお願いします。
遊具の数を増やしてほしい。遊具の安全性。	いつもありがたく利用させていただいてます。ありがとうございます。
小さい公園よりも大きい公園を使った方が子供にも親にも市にもメリットが多数ある。小さい公園は気を入れては行くことがないため	花火や、ボール遊びを禁止されている公園が多いので、使える公園も作ってほしい。
ぜひ公園に日除けを設置していただきたいです。もう五月頃から平均気温がどんどん上がっています。ぜひ日除けを設置していただければ暑い日でも遊びにいきますのでお願いします。	帰帆島の遊具使用禁止期間が長いので、早く子どもたちが安全に遊べるように整備を進めてほしい。よく利用していたのに、遊具が使用中止になっていかなくなってしまい残念に思う。
南草津駅付近には気軽にいける公園が少ない気がします。徒歩圏内で遊具も三つ程度ある公園があればと思います。野路5丁目	駐車場が狭いもしくは無いところが多い。ブランコがしたいと子どもたちは言いますがブランコが無いところが多い。
小さい公園では草が伸びきっていたりするので危険を感じることがある。	駐車場がほしい
矢橋帰帆島公園について、草津市の中でも大きく、週末にお弁当を持って遊びに行ける素敵な公園でした。しかし今は使用禁止の遊具ばかりで管理がされておらず、ロクハ公園に行っています。矢橋帰帆島公園は今後なくなるのですか？サーフィンの施設が出来るとネットで見ましたが、子供たちが自転車を練習したり、砂場をしたり、遊具で遊んだりのびのびと遊べる公園だったのでとても悲しいです。追分町グラウンド横公園の管理もお願いし	南草津駅付近には公園が少ない。犬の排泄物などの問題があるかもしれないが、きちんと処理してる人もいる中で、草津市だけがこんなに公園に犬連れを禁止している。おかしい。せっかく近くに公園があるのに行けない。子どもがもっと遊具などで遊ぶ年齢になれば、仕事等で無い時間を割いていく公園も、犬が入れないと二度手間になる。心のゆとりを作るためにも、どうか、条例改正をお願いします。
家から近い公園は小学生が多く、一歳が取り囲まれて遊びづらいです。未就園児向けの遊具のみの公演があるととても助かります。	児童遊園の広さにもよるが映画放映や音楽ライブなどイベントに活用できると賑わいができたり最近希薄になりがちな近所との交流ができてよいと思う。
近くに利用したいと思える児童遊園がない。小さい子どもでも安全に遊べる遊具を設置して欲しい。近くの児童遊園は、草がたくさん伸びて生えていて遊べない時がある。	長い目で見ると自治会で管理するのは限界がくと思うので、数が減っても出会い広場のような市か他の団体が管理するような大きい公園が増えた方がいいと思います！
いつまでも立ち入り禁止と貼られてる遊具が多く子どもたちが残念がっているので、修理していただくか新しい遊具を設置して欲しいです。	子供(小学生以上など少し大きくなったがボール遊び等をして身体を動かせる場所を増やしてほしいです。
ボロボロになってきた遊具を修理して欲しい。劣化から修繕までの使用停止期間は短い方がよい。〈遊ぶものがなくなる、子どもに「それで遊んじゃダメ」と言い続けなければならない。〉	年齢が小さい幼児のための公園としての児童遊園はこれまで本当にお世話になりましたし、このままでよいと思いますが、小学生が遊んだり球技をしたりできる場所がほとんどなくて、これから困ると思います。
新しい住宅地には小規模の遊園が多くあるが、古い住宅地周辺には少ない気がするので、均等に配置してほしい。	狼川児童遊園の滑り台の階段が細く危ない。小さい子供が遊べる遊具が欲しい。
岡本町の公園ない、子供数が増えているに、子供たちは遊ぶための公園がないんです	ロクハ公園や県立公園などを利用しており児童遊園はほとんど利用していません。
泥まみれになる可能性も高いので手洗い場があると嬉しいです。	赤ちゃんブランコを増やしてほしい。

防犯対策として、カメラ等で見守りがあればありがたいです。	日陰がある方が安心して迎えます。
児童遊園がどこにあるか実はわかりません。近くにある小さい公園を児童遊園だと思って回答しています。ホームページとかあるんですかね？ちらっと調べたけど、公園と児童遊園の違いがよくわかりませんでした。	新しく綺麗なところが多くなったのは、嬉しい。ただ夏場は暑いので日差しを遮る場所が小さくてもあると高齢者や小さい子供には更にいいのではないかと思います。
家に1番近い児童遊園は雑草の管理があまりされていない感じなところも気になるのですが、遊具の滑り台の高さが高かったり、ブランコの座るところが小さい子向け用ではないため安全を考えて利用を控えています。雑草については新築のためまだ町内会への入会させてもらえてないのでどのような管理をされているかわからないのですが、結構生い茂っていて虫も多か安全面が気になるのでこのようところが解決するといいなと思います。	昨今の夏場は暑すぎて外に遊びに行かせるのも危険だと感じます。たくさんの木陰や休憩しやすいスペースがほしいです。鉄棒の練習をしたいのですが、気軽に行ける範囲に鉄棒のある公園がありません。最近腕の力がない子が多いと思いますが、腕の力をつけられるような遊具もほとんど見かけません。どこにどんな遊具がある公園があるか簡単にわかる方法があれば、行動範囲が広がるかもしれないと思います。
いつも管理していただきありがとうございます。	各児童遊園で、イベントがあると足を運ぶ機会が増えると思い
小さい子が遊べる遊具、小学生でも遊べる遊具、それぞれ住み分けてほしい。狭かったり遊具が小さいと小学生では遊びづらく、小さい子も危険。また、小学生でも遊べる遊具が少なく、自然と外遊びの機会が減っている。草木は自治体の草刈り以外に除草されていると嬉しい	青地第二町内にはロクハ公園がある影響か、児童遊園がありません。かといって低学年や、まして園児がロクハまで自身で遊びに行けるわけもなく、気軽に遊ぶ場所が会議所の駐車場か、青地グランドの駐車場という状況です。青地グランドなどが開放されていれば多少状況は良くなるとは思いますが、青地第一町内に比べ子どもたちが気軽に出かけられる公園は少ない状況に思えます。
小さな公園は草の生える場所もなく、子供たちはなけなしの草をとってきておまごををしています。せめて低木の一本でも植えて欲しい。硬い土で固められた公園が多すぎる	大きくて立派な公園が草津市には多く、お出かけにはすごくいいと感じます。でも、気軽に日常の中で散歩や小学生同士が遊びに行きやすいような公園が少ないと感じます。
小さい子が使えるブランコが欲しい	乳幼児には、不安があるので、除草剤が使われているかどうかも知りたいです
遊具が老朽化してくると、使用禁止になることがあるが、その期間が長くて子どもが遊びたい時に使えない期間があまりにも長いのは残念。出来るだけ早く対応して欲しい。トイレが、古いと子どもが怖がり使いたがらないことが多いので、子どもでも使いやすいようにして欲しい。子ども用の男の子便器が女子トイレにもある、手洗い場が高いと子どもが洗えないので、低いものがあったり足台等があると助かる。	児童遊園(下熊川児童遊園の近くに)住んでおりますが、自分の子供遊ばせることもありますが、利用する子供のマナーがひどくて困ってます。公園内のポイ捨て、公園近くにもゴミを捨て、敷地内にもゴミがあつたりします。また、公園で遊ばず、公園近くの道路で遊んで、車や家にボールを当てたりしており、もう少し学校や、看板の設置で、利用者のモラルを向上してほしいです。楽しく遊ぶのは良いですが、マナーを守って遊んでほしい
二歳までくらい幼児が遊べる遊具があるところを増やしてほしい	数が少ないので増やしてほしい。
共働きで子育てをしているが、多忙で中々子供と接する時間がない中、月一度公園の草引きにかりだされるのは早朝から迷惑であり、維持管理はある程度、市や県が資金を負担してシルバーセンターに頼む対応をお願いしたい。行かないと罰金の制度もあり、京都や大阪から移住してきた人はとても違和感を感じ住みにくい。	矢橋公園について、近隣の迷惑になるボール遊びは禁止、との表示がある。あの規模の公園でボール遊び禁止ならば、一体どこで遊ばせたら良いのか疑問である。そこまで近隣住民への配慮が必要なのか。また、ボール遊び禁止なのか、迷惑にならなければやって良いのか、不明瞭な日本語の表示も改めた方が良く考える。 帰帆島について、遊具をできるように再整備してほしい。
家の近所に公園を作ってほしい	遊具の充実をお願いします。
芝生がある児童遊園を増やしてほしい。小さい子供を連れていきやすい。	水道があると水遊びができてうれしい。夏は特に木陰が欲しい

防犯ビデオが付いている事に気が付いて、今まで知らなかったので子供が今後親なしで遊ぶようになった時に安心だと感じました。公園の規模にもよると思いますが、普及して認知度が上がれば防犯にも繋がるかなと思いました。	南山田には公園がありません。別町の公園を利用していますが、自治体が管理していると言う観点から少し利用を躊躇してしまう事があります。過去に遊具が壊れており、他町の児童の利用を制限された経験があります。
今の子供にとって花火をできる場所が無いという事はとても可哀想だと思えます。	特に遊具児童だけでなくマルシェやイベントやお祭りなどで大人も一緒に楽しめる場に活用できたら嬉しい、地元のお酒のイベントなどもあればなお
一部の児童遊園は柵が金網である。金網は閉鎖的な雰囲気でありづらいので廃止してほしい。かわりに敷居にはボールなどを用い、開かれた空間であることがわかるようにしてほしい。	志那中町には簡単に行ける公園がありません。特に常盤こども園、常盤小学校周辺には公園がなく、園庭開放も無いので、放課後等の児童の遊び場がありません。近くに遊具等のある大きめの公園が欲しいです。
1、2軒程度の児童遊園のままで良いが、近場で遊具の種類を変えてもらうと行く機会も増えると思う。	トイレも綺麗にしてほしい。砂場にフンが落ちてないようにしてほしい。児童公園は助かります！ありがとうございます！
西一萩干場第二児童遊園は広くて囲いがあり安心して遊べる空間なのでもっと滑り台など人気の遊べる遊具を設置して欲しいです。	たくさんある公園ですが、草木や遊具の管理ありがとうございます。帰帆島公園の遊具が使えるようになるの待ってます。
ボール遊びができるようにしてほしい	遊具を増やしてください
近年作られた児童遊園は、管理されていると感じます。バロー近くの児童遊園など。しかし線路沿いの細長い公園は草が生えっぱなしでブランコや滑り台に辿り着けません。例えば子供の目あたりまで草が生えているなど。自治会館のようなものの真横の児童遊園にも関わらずそんな状態なので、未管理かと思っています。また、砂場がある児童遊園はペットが糞尿していそうで遊べません。ネットをかけるなど対策して欲しいです	安全で清潔なトイレがあり、ゴミや雑草等の管理がしっかりされていることが望ましい。またボール遊びが禁止されている児童遊園が多いため、ボールを利用できるような工夫(フェンスを高くする等)がなされるとよい。児童遊園によってはタバコのゴミが捨てられていることもあり、ゴミ拾いセットを持参して子どもが誤飲しないように気をつけているので管理もだが大人がルールを守ること大切だと感じている。
手入れが行き届いている公園がいいです	転落予防のために全ての遊具の下は人工でも良いので芝生にしてほしいです
町内会に任せるとしているが、そもそも町内会の参加人数が減ってきているので掃除への参加人数も少ない。掃除の日だけでは公園まで手が回っていない様で、雑草が生い茂り遊べなくなる悪循環が生じているので、もう少し行政の力を投じて欲しい。また自宅前の道路でもボール遊び禁止、公園でも禁止、子どもの遊び場に限られる。	芝生広場のようなものがロクハ公園にしかなく、ロクハ公園も設備が古い。ビオトープなど、子供が自然から学べる空間や、赤ちゃんが安心して芝生で遊べるような空間が欲しい。この近所はベビーカーで行けるところに赤ちゃんを連れて遊べる公園がなくて困る。
ボール遊びができる公園だとありがたいです。また、バスケットゴールがある場所がほとんどないので、設置の検討もしていただけたら子どもたちの遊ぶ幅がひろがりそうです。	子どもが外遊びが好きなので、いろんな公園を利用します。最近ボール遊びできる公園がなくて困っています。気兼ねなく、ボールを使える公園が欲しいです。また、鉄棒と雲梯を練習できる公園が少ないので増やして欲しいです。
ゴミをそのままにする小学生が多いのが気になります。ゴミは持ち帰る等指導や貼り紙があるといいと思います。	草がはえすぎているときや、ガラスなどおちていることがあるので定期的に点検してほしいです
その地域に住む子供が安全に行ける立地だと嬉しいなと思います。	少し凝った遊具を置いて欲しい。面白みがあると小規模でも行きたいと思うため
球技やスケートボードなどスポーツができる公園を設置して欲しいです。	緑が少ない小さい公園が多い。木や緑を増やしてほしいです。
遊具の近くにベンチがあれば妊婦さんや赤ちゃん連れの人も利用しやすくなると思います。遊んでいる子供を立て見守るのはしんどいです。	ロクハ公園も含みますか？ロクハ公園のプールが早く使えるようになるといいなと思います。

一年以上壊れて規制線が貼られたままの遊具が多数存在する。早く修繕してつかえるようにしてほしい。	幼児が転んでも大丈夫なようにゴムチップの床だったり安心して見守れる遊具や施設になれば嬉しい。
自転車の練習ができる場所が増えてほしいです	鉄棒のある、公園が少ない
使用禁止の遊具が公園によっては多くあるので残念です。使えるようにしてほしいです。	守山にある地球の森公園のように自然もあり、遊具も年齢の幅もあり、とても魅力的です。そのように一つ素敵な公園をつくってほしいです。
低年齢向けの遊具を増やしてほしい。バスケットゴールを設置してほしい。	うんてい、鉄棒があるところを探すのに苦労しています。
雑草などの管理をして子供が安全に遊べる公園を維持してほしい	人が集まる魅力があると活用される幅が広がると思います
もっと遊具が多いといいなと感じています。	トイレがあると助かることがあります。
数年前に東京から引越して参りましたが、草津市は児童遊園の数がとても少なくて困っています。大型かつ駐車場併設のものは大変ありがたいですが、一方で混雑しています。日常的に子どもたちと立ち寄れるような遊具のある公園が欲しいです。	子供達が飽きないように遊具の使用年数が一定に達したら、別の遊具に入れ替えたりして欲しい。近所の尻細児童遊園は日陰がまったくなく、特に夏場は子供達が真っ赤になって遊んでいるので、日陰で水分補給が出来るように改善してほしい。
暗い雰囲気があるので明るい雰囲気にしてほしい	もっとたくさんの遊具のある公園を作って欲しいです。
幼児用の低い鉄棒があると練習しやすいのでありがたいです。ボール遊びできるエリアがあるとありがたいです。自転車の練習を出来るようなコンクリートの道など平坦な場所があると嬉しいです。(砂が多いと練習しづらいため。近所が坂道が多いため。	小中学生が自転車で児童遊園に集まると、割とルール外の激しめな遊びをしていることが多いため、未就園児が入りにくい。入口に大きく〇〇禁止と書かれていると治安が悪いように感じる。それだけルールを守らない児童が多いのではと思うと行きたくなくなる。
以前住んでいた県よりも砂場のある公園が少ない。砂場は猫の糞などの管理が難しいとは思いますが、管理している人がいたので快適に利用できていた。ぜひお願いします。	公園が近くても道路を歩くとリスク(道が狭いを考えると自転車で移動することになります。自転車で移動するのなら大きな公園を選びます。大きな公園は近くないので遠くに行くけど遠いから結局公園に行きづらいです。
町内会が清掃等するとあったが、しっかりとなされてるかの管理は市の役目だと思うので、数が多くて難しいとは思いますが、町内会に働きかけるなど監督責任はとってほしい。	地域で草刈りやゴミ拾いなどを行っているが、普段公園で遊んでいるとゴミやタバコが落ちているのがとても気になる。ゴミ箱を設置するのは管理が難しいのだと思うけれど、何か公園を綺麗に保つ方法はないでしょうか。
小学生になったら使う鉄棒や、子供に時間を伝えるために時計があると思う	馬池児童遊園を度々利用するが、フェンスの基礎傾斜と階段の凸凹を直して欲しい。
人工島を早くどうにかしてほしい	矢倉大橋の所もde愛ひろばのようになると嬉しい。
大きめの公園は大きい子らが走り回って遊ぶので、小さい公園も意味がある。安心して使えるように、ゴミは掃除し「溜まり場」にはならないようにしてほしい。	月に数回ですがどこの公園も綺麗です。いつも綺麗に維持管理していただいた各自治体にお礼をお伝えください。
矢橋帆船島公園の長いすべり台が長らく故障で使用禁止のままになっています。予算等すぐには修理できない事情もあるのですが、親子で頻繁に利用する一市民として残念に思っています。どうか修理していただきまたすべり台を利用したいです。	込田公園を頻繁に利用させていただいています。いつも丁寧に整備されていて大変ありがたいと思っています。欲を言えば、休憩所が敷地の真ん中に建っているため、見晴らしが悪く走り回る子供たちが死角になってしまうことが多いのが悲しいです。
ボール遊びやスケートなどする場所が欲しい	糞などの問題があるので、犬などペット利用禁止にしてほしい。
ブリムタウン内にはたくさんの綺麗な公園があり、楽しく利用させていただいています。ありがとうございます。	帰帆島公園はずっとあのままですか？今後の見通しだけでも良いので公表して頂きたい。

「まわりに迷惑となるボール遊び禁止」の看板を見るといつもびくびくする。ちょっとしたボール遊び(柔らかいボールで遊ぶもダメなのかな怒られるかなと思いがら、たまに遊びます。たしかにご近所としてはボール飛んでくるのは嫌だという気持ちもわかります。公園で遊ぶはどこまでがよいのか不明で具体的書いてくれた方がありがたい。また町内会に属してますが自宅近くに遊園がなく掃除の呼びかけがいままでなかったです。	南公園が最寄ですが、大きめの遊具があるため平日はプリムタウン内の公園に行くことが多いです。狭い児童遊園には場所をとらずとも特徴的魅力的な遊具が増えたら〇〇の公園に行こうと思います。野洲のザウルス公園のように。休日には、えんまどう公園、帰帆島、文化ゾーン、市役所の隣の公園へ出かける機会が多いです。休日や平日午後に小学校や市立こども園の園庭解放を大津市のようにやってほしいです。
草津駅周辺は公園がかなり少なく、遊べるところがないように思う。子供の数は多いと思うので増やして欲しい。	危ない遊具を置かないでほしいです。治安が悪くならないようにしてほしい。禁煙にしてほしい。
県外から引っ越ししてきたので公園の把握はできてません。簡単なマップなどがあれば場所を知れて便利だなと思います。	2歳でも簡単に階段を登って利用できる滑り台を増やすべきだと思います。難易度が高い滑り台が多すぎる
近くの公園をよく利用しています。長男はボールで思いっきり遊びたいようなので、ボール遊びができる&乳児も安全に遊べるような場所があると、子どもたちみんな楽しく遊べるかな、と思います。	川の跡公園は人通りがあり安心して利用でき、芝生や植物も多いためよく利用します。1歳代の子供のため犬が入れない芝生エリアがあると嬉しいです。はいはいを思いっきりさせてあげられるので。
公園の多い地域と少ない地域のムラが大きい。	鉄棒がほしいです

参考資料2 町内会長へのアンケート調査票および単純集計結果

草津市の児童遊園および集会所用地に関するアンケート	
問1 町内会名を記入してください。 ()	
ここからは児童遊園についての質問です。本調査の対象である「児童遊園」とは、草津市が町内会に日常的な維持管理をお願いしている市有の公園のことです。〇〇児童公園や〇〇児童遊園といった名称のものが多く、中には遊具のないものもあります。	
問2 町内会で維持管理する児童遊園の数を教えてください。 ()箇所	
問3 町内会内の児童遊園の清掃活動を、町内会あるいは周辺住民による一斉清掃で行うことはありますか。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① はい → 問3-1～問3-3に回答してください ② いいえ	
問3-1 問3で「① はい」と答えられた方のみに伺います。 住民による一斉清掃活動は、年に何回程度行われますか。 ()回	
問3-2 問3で「① はい」と答えられた方にのみ伺います。 住民による一斉清掃活動の参加率について、該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 (データがない場合は印象で結構です) ① 40%未満 ② 40%以上 60%未満 ③ 60%以上 80%未満 ④ 80%以上	
問3-3 問3で「① はい」と答えられた方にのみ伺います。 住民による一斉清掃活動の参加者における 65 歳以上の高齢者の割合について、該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。(データがない場合は印象で結構です) ① 25%未満 ② 25%以上 50%未満 ③ 50%以上 75%未満 ④ 75%以上	
① 清掃 ② ごみ箱の清掃、ごみの搬出(ごみ箱が設置されている児童遊園のみ) ③ 夏季の植栽の水やり(散水栓が設置されている児童遊園のみ) ④ 児童遊園内の除草 ⑤ 樹木の下の草刈り、落ち葉の清掃、樹木の剪定 ⑥ 砂場の砂の取り返し(天地替え)	
問8 町内会の住民以外で頻繁に町内の児童遊園を利用する団体はありますか。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① ある → 問8-1と問8-2に回答してください ② ない ③ わからない	
問8-1 問8で「① ある」と答えられた方のみに伺います。それはどのような団体ですか。 (不明な場合はお答えいただくなくて結構です) ()	
問8-2 問8で「① ある」と答えられた方のみに伺います。団体の維持管理への参加はありますか。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① ある ② ない → 問8-2-1に回答してください	
問8-2-1 問8-2で「② ない」と答えられた方のみに伺います。団体に維持管理への参加を依頼することについてどのように考えますか。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① 依頼することを検討したい ② 依頼することを検討するつもりはない ③ わからない・判断できない	
問9 町内に、ほぼ使用されていないと思われる児童遊園はありますか(ある場合は名称も教えてください)。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① ある(名称) → 問9-1に回答してください ② ない	
問9-1 問9で「① ある」と答えられた方のみに伺います。その理由と思われるものを全てに〇をつけてください。 ① 町内に子どもが少ない ② 雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある ③ 魅力的な遊具がない ④ 人が集まらない ⑤ 児童遊園が狭い ⑥ 防犯上の不安がある ⑦ 大人が利用したくなる要素がない ⑧ ベンチや木陰等が少ない ⑨ その他()	
問4 住民による一斉清掃活動とは別に、町内会内の児童遊園を日常的に維持管理するのはどの主体ですか。次の中から活動していると思われる主体の全てに〇をつけてください。また一斉活動していると思われるものには⑨(三重丸)をつけてください。 ① 町内会 → 問4-1に回答してください ② より小地域を単位とする班や組 → 問4-1に回答してください ③ 老人会 ④ 子ども会 ⑤ 定期的に維持管理を担っている特定の人 ⑥ その他() ⑦ 住民による一斉清掃活動以外の維持管理はない	
問4-1 問4で①または②を選んだ方のみに伺います。町内会や班・組による児童遊園の日常的な維持管理は、具体的にどのような仕組みで行われていますか。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① 町内会または班・組の中に児童遊園の維持管理を担う部門があり、その部門が児童遊園の維持管理活動を担っている ② 町内会または班・組の中に児童遊園の維持管理に関する部門があるが、実務維持管理活動は、その部門が住民に参加を呼びかけ、参加できる人たちが活動をしている ③ 町内会長または班・組の長が住民に清掃活動の参加を呼びかけ、参加できる人が担っている ④ 町内会または班・組の中で、輪番を決め、各住民が日常的な管理に参加している ⑤ その他()	
問5 現在の維持管理や利用状況からみて、適切と思う児童遊園の数を教えてください。 ()箇所	
問6 児童遊園の維持管理の状況について、該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① 無理なく実施できている ② 実施できている ③ かるうじて実施できている ④ 管理が十分とはいえない	
問7 町内会に依頼している児童遊園の維持管理作業の中で、苦慮されているものに、該当するもの全てに〇をつけてください。 ① 現在の管理負担および管理状況のままで児童遊園として残したい ② 廃止したい(児童遊園の名称) ③ わからない・判断できない ④ 他の使い方がしたい(維持管理は町内会で実施する前提でお答えください) (児童遊園の名称) 用途(複数回答可) a 大人もくつろげる公園にする b ガーデニングを楽しめる場にする c 菜園にする d 駐車場にする e 町内会の物品を収納する物置を建てる f ドッグランなどペットと過ごせる場所にする g ピオテープや野草園など自然を楽しむ空間にする h その他()	
問10 維持管理に問題が生じている児童遊園やほぼ使用されていない児童遊園について今後どのようにしたいですか。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください(④を選んだ方は④の該当するもの全てに〇をつけてください)。 ① 現在の管理負担および管理状況のままで児童遊園として残したい ② 廃止したい(児童遊園の名称) ③ わからない・判断できない ④ 他の使い方がしたい(維持管理は町内会で実施する前提でお答えください) (児童遊園の名称) 用途(複数回答可) a 大人もくつろげる公園にする b ガーデニングを楽しめる場にする c 菜園にする d 駐車場にする e 町内会の物品を収納する物置を建てる f ドッグランなどペットと過ごせる場所にする g ピオテープや野草園など自然を楽しむ空間にする h その他()	
問11 地震時一時集合場所になっている児童遊園はありますか(ある場合は箇所数も教えてください)。該当するもの <u>1</u> つに〇をつけてください。 ① ある()箇所 ② ない	
問12 あなたの町内会の児童遊園の維持管理や活用について御意見があればお願いします。 ()	

ここからは集会所用地についての質問です。

問 13 あなたの町内に集会所はありますか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

- ① ある(箇所) →問 15 に回答してください
② ない →問 14 に回答してください

問 14 問 13 で「② ない」と回答された方のみに伺います。

町内会活動は主にどこで行われていますか。

()
一問 15 に回答してください

問 15 町内会の集会所の新築(集会所がある場合は建替え)についてどう考えますか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

※なお、草津市では集会所の新築や建替えに対し補助を行っており、その額は建築費の2分の1(ただし上限 846 万円)です。集会所を新築する場合または現在ある集会所を建替える場合、残りの金額を町内で用意する必要があります(補助金額については他に条件があり目安と考えてください)。

- ① 新築または建替えすべき
- ② どちらかと言えば新築または建替えた方がよい
- ③ どちらかと言えば新築または建替えない方がよい
- ④ 新築または建替えすべきではない
- ⑤ わからない・判断できない

問 16 草津市には、宅地開発等にあたり集会所用地として整備された後、集会所が建築されず空地のままとなっているものがあります(隣接する児童遊園と一体利用されていたり防災倉庫置き場となっていたりするものもあります)。このような未建設の集会所用地は有りますか。該当するもの 1 つに○をつけてください。

- ① ある(箇所) →引き続き問 17 から問 22 に回答してください。
② ない →質問は以上です。ありがとうございました。
③ わからない →質問は以上です。ありがとうございました。

問 17 未建設の集会所用地に集会所が建設されていない理由について、該当するもの全てに○をつけてください。

- ③建設について住民の合意ができていない

- e ガーディングを楽しめる場にする
- f 菜園にする
- g 駐車場にする
- h 町内会の物品を収納する物置を建てたい
- i ドッグランなどペットと過ごせる場所にする
- j ビオトープや野草園など自然を楽しむ空間にする
- k その他

問 22 御自身の町内会の未建設の集会所用地について御意見があればお願いします。

- ④町内に空地が多く、住民が増えるのを待っている
⑤集会所の必要性を感じない
⑥近隣に集会所の代わりになる施設がある
⑦その他()

問 18 未建設の集会所用地の維持管理について、該当するもの 1 つに○をつけてください。

- ① 無理なく実施できている
- ② 実施できている
- ③ かなり実施できている
- ④ 管理が十分とはいえない

問 19 集会所以外の用途に使用している未建設の集会所用地について、該当するものに○をつけてください。(公園や防災倉庫置き場などの他に、分団登校の集合場所の、空地として使用するものも含まれます)。

- ① ある(用途) →問 20 に回答してください
- ② ない →問 21 に回答してください
- ③ わからない →問 21 に回答してください

問 20 問 19 で「①ある」をえらんだ方のみに伺います。

地震時一時集合場所になっている未建設の集会所用地の箇所数を教えてください。

()箇所 → 問 21 に回答してください

問 21 現在ある未建設の集会所用地について、今後どのようにしたらよいと考えますか？
管理は引き続き町内会で実施する前提でお答えください。該当するもの 1つ に○をつ
ださい（④を選んだ方は、a からk の該当するもの全てに○をつけてください）。

- ① 現状維持したい(将来集会所を建設する場合も含みます)
- ② 無い方がいい
- ③ わからない・判断できない
- ④ 他の使い方ができるならば維持管理を継続してもよい(他の使用のために必要・作業などは町内会で実施する前提でお考えください)
- 用途(複数回答可)
- ▲ 隣接する公園の一部とし、児童の遊び場を広げる
- ▲ 隣接する公園の一部とし、大人もつづける空間を増やす
- ▲ 児童向けに公園とする(公園に隣接していない集会所所在地の場合)
- ▲ 大人もつづける公園とする(公園に隣接していない集会所利用の場合)

問2

	児童遊園数												
	1	2	3	4	5	6	7	11	13	14	19	総計	
町内会数	49	19	9	8	3	1	2	1	1	1	1		95

問3

	一斉清掃の実施		
	はい	いいえ	総計
町内会数	91	4	95

問3-1

	回数												
	1	2	3	4	5	6	7	9	10	12	14	24	総計
町内会数	6	40	22	10	3	3	1	1	1	2	1	1	91

問3-2

	参加率				
	① 40%未満	② 40%以上60%未満	③ 60%以上80%未満	④ 80%以上	総計
町内会数	14	15	25	36	90

問3-3

	高齢者割合				
	① 25%未満	② 25%以上50%未満	③ 50%以上75%未満	④ 75%以上	総計
町内会数	24	28	24	14	90

問4

	日常的に維持管理している主体							
	① 町内会 → 問4-1 に回答してください	② より小地域を単位とする班や組 → 問4-1 に回答してください	③ 老人会	④ 子ども会	⑤ 固定的に維持管理を担っている特定の人	⑥ その他	⑦ 住民による一斉清掃活動以外の維持管理はない	総計
町内会数	47	13	7	0	4	3	14	88

その他の内容

環境ボランティア	ラジオ体操チーム他
ボランティア	グランドゴルフの会、その他公園を使うサークル
個人的ボランティア	敬神会
ボランティア	除草は業者に依頼
町会長が一人で	
高齢者の方で時折掃除をしていただいている町内地先の事業所が9から10回のゴミ拾い清掃を協力していただいている。	

問4-1

	日常的な維持管理の仕組み					
	① 町内会 または班・組の中に児童遊園の維持管理を担う部門があり、その部門が主に児童遊園の維持管理活動を担当している	② 町内会 または班・組の中に児童遊園の維持管理に関する部門があるが、実際の維持管理活動は、その部門が住民に呼びかけ、参加できる人たちが活動を担当している	③ 町内会 長または班・組の長が住民に清掃活動の参加を呼びかけ、参加できる人たちが担っている	④ 町内会 または班・組の中で、輪番を決め、各住民が日常的管理に参加している	⑤ その他	総計
町内会数	6	3	37	11	8	65

その他の内容

町内会から依頼しているグループ	道具やフェンスなど気になる事があれば声をいただいている。
町内で有償ボランティアを募っている	年2.3回の清掃活動以外放置
町内会役員の有志	ゴミの散乱が多いときに班長が対応
町内会全体で	公園周辺の住民の方が率先して実施してくださっている
町内会役員	

問5

	適切と思う児童遊園の数												
	0	1	2	3	4	5	6	7	14	18	総計		
町内会数	3	50	19	8	5	1	2	1	1	1			91

問6

	維持管理の状況				
	① 無理なく実施できている	② 実施できている	③ かろうじて実施できている	④ 管理が十分とはいえない	総計
町内会数	9	43	26	16	94

問7

	維持管理作業の中で苦慮しているもの					
	① 清掃	② ごみ箱の清掃、ごみの搬出（ごみ箱が設置されている児童遊園のみ）	③ 夏季の植栽の水遣り（散水栓が設置されている児童遊園のみ）	④ 児童遊園内の除草	⑤ 樹木の除草刈り、落ち葉の清掃、樹木の剪定	⑥ 砂場の砂の掘り返し（天地替え）
回答数	35	6	7	77	67	16
						208

問8

	住民以外の利用団体			
	① ある	② ない	③ わからない	総計
町内会数	17	65	12	94

問8-1

〇〇保育園	〇〇の園児
隣接する保育園（〇〇保育園）	隣接の町内会、マンション
保育園	保育園
〇〇事業所〇〇	町内の子供および保育所橋岡第一児童遊園
保育園	ボランティア団体
近くの保育園	他町のグランドゴルフ
保育園の園児	老人クラブ
	（固有名称が特定できそうなものは〇〇に変換している）

問8-2

維持管理への参加		
① ある	② ない	総計
町内会数	5	12
		17

問8-3

維持管理への参加依頼			
① 依頼することを検討したい	② 依頼することを検討するつもりはない	③ わからない・判断できない	総計
町内会数	1	6	5
			12

問9

使用されていない児童遊園		
① ある	② ない	総計
町内会数	17	78
		95

問9-1

使用されていない理由									
① 町内に子どもが少ない	② 雑草が茂るなど維持管理状態に問題がある	③ 魅力的な遊具がない	④ 人が集まらない	⑤ 児童遊園が狭い	⑥ 防犯上の不安がある	⑦ 大人が利用したくなる要素がない	⑧ ベンチや木陰等が少ない	⑨ その他	総計
町内会数	11	11	7	5	5	2	9	4	58

その他の内容

トイレがない
子どもが外で遊ばなくなった
旗竿地のため人目に付きにくい
遊具が劣化している。撤去して欲しい。高齢者の町内会になってきているので遊具は必要なくベンチの塗り替え、花壇が欲しい。

問10

今後どのようにしたいか				
① 現在の管理負担および管理状況のままで児童遊園として残したい	② 廃止したい	③ わからない・判断できない	④ 他の使い方がしたい	総計
町内会数	13	6	13	10
				42

「④ 他の方がしたい」の用途								
a 大人もくつろげる公園にする	b ガーデニングを楽しむ場にする	c 菜園にする	d 駐車場にする	e 町内会の物品を収納する物置を建てる	f ドッグランなどペットと過ごせる場所にする	g ピオトープや野草園など自然を楽しむ空間にする	h その他	総計
回答数	5	2	2	5	2	2	1	2
								21

その他の内容

災害時の避難場所
人工芝にしてほしい。管理がしやすくなるため

問11

① ある	② ない	総計
町内会数	69	23
		92

問12

フェンスの老朽化
除草が大変なので人工芝にして欲しい
高齢者の多い組の公園は除草が困難
大規模公園になると年2回の草刈だけでも大変である事。有償ボランティアを募るが委託料だけでは足りない。
現在公園の維持管理は適切に行われているが、少子高齢化に伴い利用する子どもも少なくなり高齢化により維持管理が困難になる事が考えられるため、市にはこの対策をして欲しい。
一斉清掃で除草作業を行っているが、雑草が生い茂っており人手では処理できない。土の入れ替え等の依頼をロクハ公園にしているが返事も無い。
町内地域の端にあるため町内の人の利用が少ない。担当する組がないため他組より応援いただき一斉清掃を行っている。近所の店で買ったもので飲食後のゴミが放置されている。
高齢者が多い町なので除草作業が大変。年4回一斉清掃を行っているが利用者は少なく負担だけ大きい
高齢者が多く夏場の除草は無理が多い。高木が多く維持管理が困難。診療所が近く、リハビリの場として活用したい。若草中央公園に隣接していて全体の憩いの場になれば良い。
人工芝にしてはどうか
維持管理は市と共同でやっていきたい。公園は必要。
そんなに広くない公園なので高木をなくして明るいイメージに欲しい
住民の高齢化により参加者が減少傾向にあること、雑草の生育が早くまた樹木の落葉等で清掃が追い付かず、シルバー人材センターに依頼し、町内会費用でカバーしている。また、高木の剪定を公園緑地課に依頼しても予算の関係で断られるケースがある。伐採し植木の数を減らす等市が主体的に実施して欲しい。
町内の清掃以外に市の方で除草をして欲しい
清掃、除草の担い手が減少している。高齢化、夏場の猛暑、現役世代は仕事、子育て・・・
高齢化が進み草刈が年々大変になっている。安全な除草剤（市で統一）を散布することで手間を極力かけずに維持して欲しい。除草剤の提供を市に求めたい。
高齢化が進み遊園の草引き作業が大変になってきている。草刈程度ならもう少し協力できるか。
遊園内に日除けのスペースやベンチ等がない為長く利用する人が少なく夏場の利用は特に問題がある。
集会所のある児童遊園、鉄棒の位置がまわり実施時テント設置場所にあり移動してほしい
中堂公園のピクトーブの維持管理が難しい。雑草なのか何なのかわからない草が生えている。水の管理も大変である。あまり憩いの場になっていない。いろいろな公園のコンセプトがある様であるが普通の遊具を設置していただきたいかったという声が多数ある（ブランコ、鉄棒、ボール遊びのスペース）。子供達の外遊びを応援したいのですがボール遊びのマナーの悪いのに困っています。注意喚起の看板では聞かないところがあります。
住民の75%以上が高齢者のため今まで通りの維持管理はできない。若い世帯は町内会に入らないので人員不足。町民しか保険に入っていないので万一のケガ保証してもらえないので参加できない。する気もない。管理委託量はいらないので行政が公園管理をしてください。活動する度、住民が寝込み参加して欲しいとお願いに行くこともできない。
人手が足りない。
自治会役員4名による点検作業を2ヶ月に一回行っています。安全確保のため。
集合場所の17箇所は周辺住民に意識付けができていて。皆で年2回は清掃するよう各班に要請し浸透しつつある。草刈機、除草剤、鎌、鋏、ショベル等の物的支援があると助かる。
除草や草刈りを一人で安全にできるバリカン式の草刈機の貸し出しがあれば安全に作業ができて安心です。
市管理の公園が多くあり、市職員、業者の方が不足しているのか、時間がかかりすぎる場合が多い。
年3から4回の公園樹木剪定を依頼し対応いただいているが、樹木の枝葉が成長し公園内に個人宅の庭木が越境して再々対応を依頼を進めるも前に進まず要望で業務の応対をしている現状。できるだけスムーズに対応願います。
年3回の草刈剪定を実施している。住民の高齢化に伴い住民で3回実施することが困難となり2回は業者に委託している。その費用負担に苦慮しています。
植栽しても散水栓がないのですぐ枯れる。
町民全員の意識が高く市内で一番手入れが行き届いていると自負している。砂利等の補充を定期的にしてほしい。管理状態によってインセンティブに差をつけるべき。
団地として45年目を迎える。児童公園は公園緑地課が窓口である。一方集会所はまちづくり協働課であるが、敷地は樹木もあり桜の木などは倒木となるケースも多く、町内での対応を求められて困惑している。倒れそうな樹木や害虫対策については公園同様に対応してもらえるように強く要望したい。
市で管理して欲しい。
草の維持管理が大変。町内会などで草刈などは実施しているが年に1度が限界。
町内会の高齢化により近い将来公園除草は困難となる。
各公園に表示されている公園管理パートナーの活動内容がよくわからない。トイレ？
維持管理は市で管理して欲しい。
町内会は限界集落化しており、子どもがほとんどいないが1次避難場所としての設定や防災資材倉庫を設置しており無くなると不都合が発生する。。ただ、今後管理できなくなる。子どもの数が少ないので利用がないが無くすることはできない。
年3回除草しているが不十分であり個人がボランティアで除草しているのが現状。

問13

	① あり	② ない	総計
町内会数	71	24	95

「①あり」と回答した町内会の内訳

	集会所数					
	1	2	3	4	5	14 総計
町内会数	62	4	2	1	1	58

問14

児童遊園	老上まちづくりセンター、東新浜町集会所
まちづくりセンター	特になし
若草1丁目の集会所を利用している	学区内の公民館
隣の町内会の集会所を共有している	まちづくりセンターまたは会長宅
平井会館	橋岡会館
近くの会館やホテルを借りる	笠縫まちづくりセンター
まちづくりセンター	笠縫まちづくりセンター
回覧	公園
平井会館	笠縫まちづくりセンター
平井会館、青陽館（民間集会所）、児童遊園	打合せは近所の店で、総会は草津市役所の会議室を借ります。

問15

	今後どのようにしたらよいか					
	① 新築または建替えすべき	② どちらかと言えば新築または建替えた方がよい	③ どちらかと言えば新築または建替えしない方がよい	④ 新築または建替えすべきではない	⑤ わからない・判断できない	総計
町内会数	11	22	13	20	23	89

問16

	未建設の集会所用地			
	① あり	② ない	③ わからない	総計
町内会数	22	65	7	94

	未建設の集会所用地の数			
	1	2	4	総計
町内会数	16	4	1	21

問17

	未建設の理由							
	①町内に他の集会所がある	②建設費が不足している	③建設について住民の合意ができていない	④町内に空地が多く、住民が増えるのを待っている	⑤集会所の必要性を感じない	⑥近隣に集会所の代わりになる施設がある	⑦その他	総計
町内会数	11	5	4	0	5	4	4	33

問18

	未建設の集会所用地の維持管理				
	① 無理なく実施できている	② 実施できている	③ なんとかして実施できている	④ 管理が十分とはいえない	総計
町内会数	3	3	10	5	21

問19

	別用途に使用している集会所用地				
	① ある	② ない	③ わからない	総計	
町内会数	11	10	1	22	

問20

	地震時一時集場所数			
	0	1	3	総計
町内会数	6	4	1	11

問21

	今後どのようにしたらよいか				
	① 現状維持したい	② 無い方がよい	③ わからない・判断できない	④ 他の使い方ができるならば維持管理を継続してもよい	総計
町内会数	4	2	7	8	21

	「④ 他の使い方ができるならば維持管理を継続してもよい」の用途											
	a 隣接する公園の一部とし、児童の遊び場を広げる	b 隣接する公園の一部とし、大人もくつろげる空間を増やす	c 児童向けの公園にする(公園に隣接していない集会所用地の場合)	d 大人もくつろげる公園にする(公園に隣接していない集会所用地の場合)	e ガーデニングを楽しむ場にする	f 菜園にする	g 駐車場にする	h 町内会の物品を収納する物置を建てたい	i ドッグランなどペットと過ごせる場所にする	j ビオトープや野草園など自然を楽しむ空間にする	k その他	総計
回答数	3	2	1	2	1	1	3	3	3	0	1	20

問21

町内にある未建設の用地は全て公園に隣接しており、適当な広さがあり、子どもらがボール遊びをして近隣住宅に迷惑をかける問題が発生している。防草シートの導入を検討したが30万円近くかかることがわかった。高齢者の多い町なので町民での維持管理に非常に苦労している。維持管理に必要な対策に市から補助金があると助かる。

有効活用した方がよいのでghとして使用した方がよい。

開発に伴い設けられた集会所用地が市に帰属されたものと承知しているが、仮に町内住民が何の用途にも使用しないと、市が空地の維持管理を適切に実施できるのか疑問。

隣接する川の土手からの草の種で草がすぐに伸びて、維持管理が大変です。どうにか草刈の対応を考えないと何もできません。町内会に年1回の草刈費で1年間を依頼するのではなく、年3回の内、1回は市で対応をお願いしたいです。

現在集会所用地が2箇所ありますが、ここ15年契約しているにもかかわらず、一度も使用していません。2箇所も必要ないと思うので1箇所に縮小するか助成金により除草剤の散布許可をもらうなど、もっと市から関わりや指導がもらえる環境にして欲しい。必要な時まで市が管理するなど考えて欲しい。町内会は協力する形にして欲しい。

住民の意見等を集約し有効活用を図りたい。

子供達の遊び場にして広げてあげたいが隣接する住宅の方に迷惑がかかることは避けたい。活用例以外で何かあれば教えていただきたい。

コスト面で建設できない。自己負担なら必要ないと思う人が多数。

空地はありますが集会所用地であるか否か判断できない。

防災倉庫として利用しているが空地の部分の草刈に苦慮しています。

現在は清掃用具入れと防災用具入れの物置があるだけで何も活用されず一斉清掃時に草刈だけ行っているような状態です。このような状態にならない方がよいと思います。会館を建てると維持管理に手間がかかり役員の負担が増えるため住民の賛同がられません。

早期に市に返却したい。草刈も含めて維持管理できない。

草刈が面倒。都度市へお願いしているが、回数が足りず自分たちでも草刈しているが負担。

新たな時代に対応した公共施設(用地)等の

有効な利活用に関する調査研究

～児童遊園と集会所用地を中心に～

2025 (令和 7)年 3 月 発行

草津市 草津未来研究所

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号

TEL 077-561-6009 FAX 077-561-2489

E-Mail kusatsumirai@city.kusatsu.lg.jp